

# 夢ある教育 きらめきプラン

— 佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり —

## 第2期佐用町教育振興基本計画



佐用町教育委員会

平成27年3月

## はじめに

### 《夢ある教育》

「人生は希望があつてこそ生きがいがあり

希望の生活にのみ充実が期せられる」

この理念は、昭和41年5月、佐用郡教育委員会が発足して以来掲げられてきた佐用の教育の理念であります。激変する昨今の社会情勢、また価値観が多様化した今の時代においても、受け継がれるべき指針と捉え、このたびの「第2期佐用町教育振興基本計画」策定にあたっては柱としました。

佐用町ではこれまで、地域に根ざす教育の推進に努め、学校・家庭・地域の三者が連携し、子どもたちの「生きる力」をはぐくむため、さまざまな教育課題に積極的に取り組んできました。子どもたちが、高度情報化・グローバル化が著しいこれからの社会を生き抜いていくためには、未来に向かって夢をもち、こころ豊かにたくましく生きていく力が必要です。「第2期佐用町教育振興基本計画」においては、学校はもとより、家庭・地域の連携をより一層密にしながら、子どもたちとの心の絆を深め、一人一人の個性を尊重するとともに、学ぶことの楽しさを実感できる教育を展開していく所存です。

佐用町は平成27年10月に合併10周年を迎えます。今後、この「第2期佐用町教育振興基本計画」を佐用の教育の指針にすえ、着実に実行すべく、各関係機関が一体となって佐用の明日を担う人づくりに努めてまいります。

結びに、この計画の策定にあたって、ご尽力を賜りました策定委員会の皆様方をはじめ、町民の皆様に対しまして心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

佐用町教育長 勝山 剛

## 発刊によせて

少子高齢化や生産年齢人口の減少、グローバル化に伴う国際競争の激化など、我が国を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、日本の活力を維持・増進するには、一人一人の「生きる力」を伸ばすとともに、すべての人が社会に参画し、能力を発揮できるようにしていくことが求められています。

そこで大切なのは、次代を担う子どもたちの育成です。教育こそ、一人一人の個性や能力を開花させ、人生を豊かにするとともに、社会の発展を築く基盤となるものです。

本町では「第1期佐用町教育振興基本計画」に基づき、平成22年度から『夢ある教育 きらめきプラン ―佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり―』を基本理念に、基礎学力・体力・規律ある態度の向上をはじめ、保幼小連携の充実やキャリア教育及び学校・園規模適正化の推進など多岐にわたる施策に取り組み、着実に成果を上げてきました。

このたび策定された「第2期佐用町教育振興基本計画」では、これまでの基本理念を継承しつつ、家庭教育、社会教育にかかる内容についても提示され、より充実した計画となっています。

学校、家庭、地域が一体となって子どもたちをはぐくむとの思いで、本町教育の振興に皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本計画については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)」の施行により設置される「総合教育会議」において、協議・調整を行ってまいります。

平成27年3月

佐用町長 庵 途 典 章

## 第2期佐用町教育振興基本計画目次

はじめに

発刊によせて

### 第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
(1) 策定にあたって	1
(2) 計画の構成	1
(3) 計画の内容	1
(4) 策定までの経緯	2
2 佐用町の教育	3
(1) 佐用町立学校の変遷	3
(2) 教育の現状と課題	4

### 第2章 佐用町のめざす教育

1 基本理念	10
2 基本方針	11
3 重点目標	12
4 施策体系表	14

### 第3章 主な施策と事業

重点目標1 未来に向かって「夢」をはぐくむ	16
(1) 温もりのある教育活動の展開	16
(2) 特色のある教育活動の展開	20
(3) 保幼小中連携の充実	22
(4) キャリア教育の推進	25
(5) 学校・園と家庭との連携	26
重点目標2 「生きる力」を培う	28
(1) 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実	28
(2) 教職員の資質向上	32
(3) 健やかな身体の育成	34
(4) 豊かな心の育成	37

重点目標 3	豊かな人間性や社会性を育てる	40
	(1) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実	40
	(2) 体験活動の推進	43
	(3) 社会の変化への対応力の育成	46
	(4) 郷土の伝統文化を大切にする心の育成	48
重点目標 4	地域に根ざし開かれた学校・園をつくる	49
	(1) 地域と連携する学校・園づくりの推進	49
	(2) 安全・安心な学校・園づくりの推進	51
	(3) 防災教育の推進	54
	(4) 地域の教育活動との連携	56
重点目標 5	明るく豊かで活力に満ちた社会をつくる	57
	(1) 家庭や地域の教育力の向上	57
	(2) 人権文化の創造	59
	(3) 芸術文化の振興	60
	(4) スポーツ・レクリエーションの振興	61
	(5) 多様な学習機会の充実	63
	(6) 文化財の保護と地域活動	65
重点目標 6	社会の変化に対応する学校・園をつくる	66
	(1) 学校・園規模適正化の推進	66
	(2) 子ども・子育て支援事業の推進	67
◇	進行管理	68
◇	重点施策・事業内容一覧表	69
◇	佐用町幼児・児童・生徒数の推移	77
◇	策定委員会委員名簿	78

# ●第1章 策定にあたって

## 1 策定の趣旨

教育基本法第17条第2項において、「地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と規定され、地方公共団体においても、これからの教育の振興に係る計画を策定することが求められた。

兵庫県教育委員会は、平成26年3月に第2期「ひょうご教育創造プラン」を策定し、佐用町では、これまで「夢ある教育 きらめきプラン—佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり—」を基本理念とし、教育を推進してきたが、この度、これまでの取組の評価を踏まえて第1期佐用町教育振興基本計画を見直し、佐用町総合計画を加味しつつ、「第2期佐用町教育振興基本計画」を策定することとする。

### (1) 策定にあたって

平成26年度中を改定期間とし、改定にあたっては、学識経験者や教育関係者、住民代表からなる第2期佐用町教育振興基本計画策定委員会を組織した。

本計画の対象期間は平成27年度から平成31年度までの5年間であり、進捗状況については、毎年の教育委員会評価等において検証していく。

第2期佐用町教育振興基本計画では、学校教育・幼児期の教育に加え家庭教育・社会教育分野を記した。また、次期の計画策定にあたっては、国及び兵庫県の計画との整合や時代の変化等を踏まえて検討することとする。

### (2) 計画の構成

計画は3章構成とし、第1章「策定にあたって」では、策定の趣旨と佐用町教育の現状と課題について考察した。第2章「佐用町のめざす教育」では、基本理念、基本方針、重点目標を示し、これからの佐用町教育の指針を設定した。第3章「主な施策と事業」では、これまでの施策と事業を振り返り、これからの具体的な取組を計画した。

### (3) 計画の内容

国や兵庫県の計画を踏まえて、佐用町が所管する事業を対象とした。本町における学校教育に係る教育行政の基本的な方針を示すとともに、保幼小連携の視点を中心として保育・就学前教育に係る内容についても提示している。また、佐用町総合計画に掲げている「生涯学習のまちづくり」の実現に向け、佐用町まちづくり推進会議(平成21年1月設置)で策定される生涯学習推進計画(策定年度未定)につながるよう、家庭教育・社会教育分野を追記して今後の方向性を示している。

#### (4) 策定までの経緯

- ① 第1回第2期策定委員会 平成26年9月17日
  - 計画改定の趣旨
  - 計画骨子の提案
- ② 第2回第2期策定委員会 平成26年11月27日
  - 基本方針の提案
  - 重点目標の内容項目の検討
- ③ 第3回第2期策定委員会 平成26年12月18日
  - 重点目標1・2の内容検討
- ④ 第4回第2期策定委員会 平成27年1月27日
  - 重点目標3・4・5・6の内容検討
- ⑤ 第5回第2期策定委員会 平成27年2月24日
  - 計画案の最終確認



佐用町教育振興基本計画策定委員会

## 2 佐用町の教育

### (1) 佐用町立学校の変遷

全国初の機関の共同設置方式<sup>※1</sup>による佐用郡教育委員会が発足した昭和41年当時、佐用郡内の町立学校は、中学校8校(うち分校2校)、小学校14校であった。

昭和46年、上月中学校と久崎中学校を統合して上月中学校を、三日月小学校と大畑小学校を統合して三日月小学校を開校した。

昭和50年、佐用中学校、同江川分校、利神中学校、同石井分校を統合して佐用中学校を開校した。

昭和60年以降は、過疎化、少子化により児童生徒数の減少が進み、この30年間で佐用郡内の児童生徒数は、1,800人以上減少した。(昭和60年3,086人、平成26年1,216人)

平成6年4月1日、児童数の減少が著しい長谷、平福、石井、海内の4小学校を統合し、新たに利神小学校として開校し、平成26年度には、開校20周年を迎えた。しかし、統合当時220人いた児童も、現在では85人に減少している。

平成17年10月、佐用、上月、南光、三日月の4町が合併、佐用郡教育委員会が解散して新たに佐用町教育委員会として発足するとともに、当時の全14小中学校が佐用町立学校となった。

平成26年、佐用小学校と江川小学校を統合して佐用小学校を、中安小学校と徳久小学校を統合して南光小学校を開校した。

平成27年には、佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合立三土中学校が閉校となり、在籍していた三河地区の生徒は上津中学校へ合流することとなった。

また、平成27年、幕山小学校、上月小学校と久崎小学校の3校を統合し、新たに上月小学校として開校する。上月小学校の開校により、管内の町立小中学校は、6小学校と4中学校となる。



江川小学校



中安小学校

※1 **機関の共同設置方式**…小規模町村において充実した行政を行うために、複数の市町村が共同で行政事務を処理する方式。当時の佐用町、上月町、南光町、三日月町の4町で設置



## (2) 教育の現状と課題

### ①夢をもち未来に向かって羽ばたく子どもを育てる教育の推進

教育委員会では、「人生は希望があってこそ生きがいがあり、希望の生活にのみ充実が期待せられる」という「夢ある教育」の理念のもと、夢をもつ教育の推進に取り組んできた。

学校においては、児童生徒や地域の実態に応じ、学校教育目標を具現化するため「学校経営概要」※<sup>1</sup>を作成し、教育活動を推進する中で、未来に向かってはばたく児童生徒の育成をめざしている。

学校教育においては、全国的な傾向として、子どもたちの学ぶ意欲や学力・体力の低下といった教育課題が顕在化してきた。

第1期佐用町教育振興基本計画において、「基礎・基本の確実な定着を図り、生きる力をはぐくむ教育を充実する」ことを重点目標の一つとして掲げ、継続的に取り組んできた。全国および町独自の学力・学習状況調査※<sup>2</sup>等をもとにして児童生徒の個々の実態を把握し、きめ細かな指導による個性の伸長や、兵庫型教科担任制※<sup>3</sup>等の新学習システム※<sup>4</sup>による個に応じた指導に努めてきた。また、子どもたちが本来もっている能力を伸ばすため、保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へという環境の変化にあっても、スムーズな移行が図れるよう、校種間において連携を深めている。

社会の変化の中で、地域共同体的な価値観が次第に薄れ、集団よりも個を優先する傾向が強まっている。また、人間関係が希薄な中においては、知識や経験が広がりにくく、多様な生活体験の場である家庭や地域における教育力の低下につながるものが懸念され、ひいては子どもたちの規範意識や学習意欲にも影響を及ぼすものと考えられる。

また、子どもたちの社会的自立に向けた勤労観・職業観を育てるための学校のキャリア教育※<sup>5</sup>の推進が、社会全体でますます重要となっている。

今後、未来に向かってはばたく子どもたちの「夢」をはぐくむために、学校と家庭・地域との連携を一層密にするとともに、就学前教育を進める保育園・幼稚園とより強い連携を図ることが重要であると考えます。

---

※1 **学校経営概要**…佐用町内の各小中学校において、学校教育目標、学校経営方針、教育課程、その他各種の年間計画を冊子としてまとめたもの

※2 **学力・学習状況調査**…文部科学省が、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証しその改善を図るために、小学校6年生と中学校3年生を対象に悉皆で実施している調査  
(文部科学省ホームページより)

また、佐用町独自で小学校2年生から5年生(国語・算数)、中学校1年生(国語・数学)と2年生(国語・数学・英語)を対象に平成25年度から実施している

※3 **兵庫型教科担任制**…兵庫型教科担任制…小学校5・6年生において、交換授業等による教科担任制と少人数授業を組み合わせ実施している  
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※4 **新学習システム**…新学習システム推進教員を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫・改善をめざすもの  
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※5 **キャリア教育**…夢や目標をもち、それに向かって進んでいく力をはじめ、コミュニケーション能力や課題対応能力等、自立した社会人・職業人として将来に必要な能力の育成をめざす教育  
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

## ②心の通い合う教育の推進

「心の通う教育」として、教職員と児童生徒及び児童生徒相互の心の絆を深め、望ましい人間関係を築いていく心の教育の充実を進めてきた。

子どもたちの教育における大きな柱である道徳教育に関しては、各校において道徳の時間を要として教育活動全体を通じて推進しており、平成26年度は三日月中学校区が兵庫県教育委員会の指定を受けて研究に取り組んだ。

人権教育に関しては、道徳教育と同様に、各校で教育活動全体を通じて推進するのみならず、佐用町人権教育協議会における研修会、各中学校区での地区研修会、人権教育研究発表会等を実施し、人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念をはぐくむ取組を進めている。平成25年度・26年度には、佐用中学校、佐用小学校、江川小学校<sup>\*1</sup>、佐用保育園において、教育委員会指定の人権教育研究発表会が開催された。

また、近年、全国的にいじめの問題が深刻化しており、平成25年に「いじめ防止対策推進法」<sup>\*2</sup>が制定された。佐用町の各学校においては、どの学校にも起こり得るものと捉え、「学校いじめ防止基本方針」<sup>\*3</sup>を策定し、いじめの早期発見・早期解決・未然防止に努めている。

各学校園においては、一人一人の園児や児童生徒に対して多面的・共感的に理解するとともに、佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会等にて連絡調整、情報交換、研修を行ってきた。

また、児童生徒の内面に自己肯定感や達成感、規範意識等をはぐくむことをねらいとして、小学校において「環境体験事業」<sup>\*4</sup>「自然学校」<sup>\*5</sup>、中学校において「トライやる・ウィーク」<sup>\*6</sup>を実施し、体験活動を推進している。

一方、子育てに関する悩みを解決するために、「心の健康づくり相談事業」<sup>\*7</sup>をはじめ、専門家や関係機関との連携した相談機能を充実させている。

今後はこれらの取組を踏まえ、生命を大切に、人権を尊重する、「豊かな心」を培う教育を一層充実させ、公共心の欠如、いじめや不登校等の増加といった教育課題の解決に向け、関係機関との連携を密にして、子どもたちの心を支える教育を推進していかなければならない。

- 
- ※1 佐用小学校、江川小学校…平成25年度には江川小学校で、平成26年度には新たに佐用小学校で継続して研究発表を開催した
  - ※2 いじめ防止対策推進法…いじめの防止等のための対策に関し、基本的な方針の策定について定められている  
(文部科学省ホームページより)
  - ※3 学校いじめ防止基本方針…いじめ防止対策推進法に基づき、各校で作成されたいじめ防止等のための対策方針
  - ※4 環境体験事業…小学校3年生対象の事業で、校外で年3回以上の環境体験活動を実施。山林、田や畑、川や海岸等の環境における体験活動を通して、五感を使って自然とふれあうことを目的としている  
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
  - ※5 自然学校…小学校5年生対象の事業で、学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、児童が人とのふれあい、地域社会への理解を深めるなど、様々な活動に取り組むことを通して、心身ともに調和のとれた児童の育成を図ることを目的としている  
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
  - ※6 「トライやる・ウィーク」…中学校2年生対象の事業で、学校・家庭・地域社会の三者の連携のもと、6月または11月を中心とする1週間、学校を離れ地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な体験活動を行う  
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
  - ※7 心の健康づくり相談事業…特別な支援が必要であると思われる児童生徒の保護者や教育関係者を対象として、その悩みや不安を取り除くため、専門医による教育相談を教育委員会が主体となって実施している

### ③社会の変化に対応できる人材の育成

「こころ豊かな人づくり」の実現のため、グローバル化・高度情報化等、変化の激しい社会において、子どもたちが主体的に生きていくうえで必要な知識や能力を育成する取組を進めてきた。

I C T<sup>※1</sup>については、すべての小中学校のパソコン教室に1人1台のパソコンを整備し、プロジェクター、教材提示装置、電子黒板<sup>※2</sup>を各校1台導入して、効果的な活用方法の研究に取り組んでいる。また、情報を正しく判断・理解し、安全に生活するための知識等情報モラルについての学習も進めてきた。

グローバル化に対応した教育の推進については、小学校での外国語活動やA L T<sup>※3</sup>の活用等、子どもたちが将来国際社会で対応できる語学力やコミュニケーション能力の基盤となる力の育成に努めるとともに、異なる文化を尊重しふる里の歴史や文化に触れる取組を進めてきた。

平成25年12月に文部科学省で取りまとめた「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」<sup>※4</sup>では、平成32年度から小学校3,4年生で「外国語活動」、小学校5,6年生で「英語科」として実施される見込みである。第2期「ひょうご教育創造プラン」<sup>※5</sup>の基本方針においても、「グローバル化に対応した教育の推進」が示され、初等中等教育段階からグローバル人材の育成をめざすこととなっている。

今後、英語をはじめとする外国語教育の充実とともに、わが国の郷土の伝統と文化に関する教育を推進し、子どもたち自らのアイデンティティの確立を図ることが必要である。

---

※1 **I C T**…Information and Communication Technology の略で、多くの場合「情報通信技術」と訳される。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来の「I T」とほぼ同様の意味で用いられる  
(「I T用語辞典バイナリ」より)

※2 **電子黒板**…パソコンと接続できるホワイトボードで、パソコンの画像や動画を大きく映し出したり、電子ペンで書き込んだり、画面を保存していつでも取り出したりすることができる機器

※3 **A L T**…Assistant of Language Teacher の略で、学校における外国語授業の補助を行う外国語指導助手

※4 **グローバル化に対応した英語教育改革実施計画**…初等中等教育段階からのグローバル化に対応した教育環境作りを進めるため、小中高等学校を通じた英語教育改革を計画的に進めるための計画  
(文部科学省ホームページより)

※5 **第2期「ひょうご教育創造プラン」**…教育基本法の理念の実現を図り、兵庫の教育を一層充実させるため、第1期プランを改定し、兵庫県の教育がめざすべき方向性と今後講ずるべき施策等を示す計画  
(第2期「ひょうご教育創造プラン」より)

#### ④地域と連携する学校・園づくりの推進

「夢ある教育」の実現に向け、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちをはぐくむ取組を進めてきた。

全小中学校においてはオープンスクールを、全保育園においては公開保育を実施し、学校・園や子どもたちの様子を地域住民が実際に観る機会を提供してきた。学校通信、ホームページ等による情報の発信にも取り組んでいる。また、学校評議員制度<sup>※1</sup>、学校関係者評価<sup>※2</sup>を導入し、教育活動、学校運営の状況等について積極的に情報を提供し、開かれた学校づくりを進め、地域に根ざす教育を推進してきた。

安全・安心な学校づくりのため、安全教育、防犯指導の取組を進めてきた。児童生徒の登下校時においても、保護者や地域ボランティアと協力して安全確保の体制づくりに努めてきた。

佐用町では、平成21年8月、台風第9号による記録的な集中豪雨によって想像を絶する大災害に見舞われた。学校においては、この災害から得た貴重な教訓である自助・公助・共助の視点に立った防災訓練を地域づくり協議会等、地域や家庭と協力して行っている。

今後は、佐用警察署や各種団体等との連携についても一層強化し、家庭・地域の教育力の向上に寄与していくとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、開かれた学校を中心に地域ぐるみで子どもたちを見守り育てていく体制の維持拡充が必要である。



地域防災力強化訓練

---

※1 **学校評議員制度**…平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして導入され、平成12年4月から実施されている

(文部科学省ホームページより)

※2 **学校関係者評価**…保護者、学校評議員、地域住民、青少年健全育成関係団体の関係者、接続する学校(小学校に接続する中学校等)の教職員その他の学校関係者により構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、学校自己評価の結果について評価するもの

(文部科学省「学校評価ガイドライン」より)

## ⑤生涯学習の推進

変化が激しく、多様化する社会の中にあっては、すべての町民が一人一人の命を尊び、心身ともに健康で豊かな生活を送り、生涯を通じて文化・芸術・教養等の様々な学びの機会を通して、学び手自身の課題や地域の課題解決に取り組むことが求められている。

互いの人権を尊重し合い、手を取り合い助け合いながら安心して生活できる地域づくりのために、視聴覚資料等による研修や、人権ポスター・標語等の募集等、人権教育・人権啓発に取り組んでいる。高度情報化が進展する時代においてインターネットでの人権侵害等新しい人権課題が生まれている。それらについての認識を深め、より一層人権感覚を磨くための住民が主体となった研修等の取組を進めていく必要がある。

また、スポーツは心身の健康を増進し、人生を豊かにするために不可欠なものである。これまで、町民が生涯を通じ、様々なスポーツや健康づくりを身近な活動として行うため、ニュースポーツの普及や初心者向けの教室、各種大会を開催を行ってきた。生涯スポーツにより、子どもから高齢者まで世代を超えた交流を進め、楽しさや感動を分かち合い、共に支え合い、いきいきと生活できる地域社会の形成を図ることが大切である。

教育基本法第10条には「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」とある。また、第2期「ひょうご教育創造プラン」には、「家庭は教育の原点であり、家族のふれあいの時間を確保し、基本的なしつけを行うことにより、人間関係の基礎を形成し道徳性の芽生えを培うことや、食生活を含め規則正しい生活習慣を身に付けさせることが重要である。」とある。親が親として成長するための学びの機会の提供や支援、また地域が地域の宝である子どもたちを多様な学びと交流によりはぐくんでいくための家庭の教育力や地域の教育力を向上させることが必要である。

また、心を豊かにし、情報の拠点となる図書館活動の推進や、残存する文化財を保護し後世に伝えるとともに、活用を促進し歴史文化に根付く地域の活性化等の取組を進めていく必要がある。



西播磨人権のつどい兼人権町づくりフェスタさよう

## ⑥学校・園規模適正化の推進

少子化、過疎化の進行等により、平成20年度1,017人であった町内小学校児童数は、平成26年度には784人に、中学校生徒数は574人から428人となり、ここ数年、常に減少傾向にある。

今後もこの傾向が続き、平成30年度には町内小学校児童数は694人、中学校生徒数は401人と推測され、町内小学校においては複式学級が5～7学級となる見込みである。学校の活力や、子どもたちの集団としての高まりも得にくい状況が予想される。

そのような中、平成26年度には、町内小学校4校がそれぞれ2校ずつ統合し、保育園も5園が統合し新たに2園が開園した。また、平成27年度には小学校3校が1校に統合し、保育園においても3園が1園に統合する等、学校・園の規模適正化を進めているところである。

平成24年3月に策定された「佐用町総合計画後期基本計画」第6節の1「よりよい教育環境の整備」において「少子化・過疎化の影響による児童生徒の減少などの社会の変化に対応する学校・園づくりが課題となっている。」と明記されているように、今後も学校・園の適正規模の検討を進めていく必要がある。

	平成5年度	10年度	15年度	20年度	25年度	30年度	33年度
小学校	1,748人	1,494人	1,253人	1,017人	819人	694人	578人
中学校	969人	827人	677人	574人	457人	401人	383人
合計	2,717人	2,321人	1,930人	1,591人	1,276人	1,095人	961人

※ 平成30年度及び平成33年度については見込み数(平成27年2月25日現在)  
(「佐用町住民基本台帳」より)

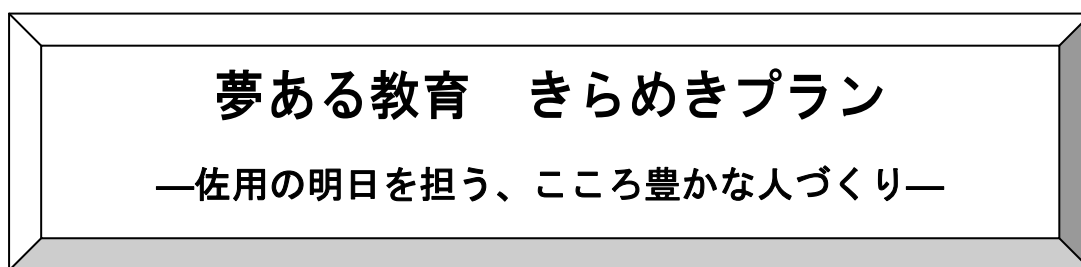


運動会での集合写真

## ●第2章 佐用町のめざす教育

### 1 基本理念

第1章「策定にあたって」で述べた佐用町の教育の現状と課題を踏まえ、今後めざすべき教育の基本理念を示す。



第1章で述べたように、佐用町では、これまで、「人生は希望があってこそ生きがいがあり、希望の生活にのみ充実が期せられる」という「夢ある教育」の理念のもと、「夢ある教育とこころ豊かな人づくり～地域に根ざす教育の推進～」を基本理念として、様々な取組を進めてきた。

本計画においては、「夢ある教育 きらめきプラン—佐用の明日(あす)を担う、こころ豊かな人づくり—」を基本理念とし、これまでの教育の成果を踏まえるとともに、今求められている教育の理念を示し改定された教育基本法、兵庫県の教育施策に関する基本的な計画である第2期「ひょうご教育創造プラン」に基づき、今後の教育を推進していくこととした。これは、小中学校における学校教育だけにとどまらず、「育ちの連続性」を重視し、保育園・幼稚園に通う幼児から小中学校の児童生徒までを対象とした教育および家庭や地域の教育の振興をめざす基本計画である。

テーマ「夢ある教育 きらめきプラン」は、夢や希望をもち、いきいきとかがやきながら活動する子どもをイメージし、表現したものである。変化の激しい社会の中で、自己管理能力やコミュニケーション能力、社会的自立に必要な能力を育成し、将来の夢や目標をもちながら、それに向かって進みはばたいていく力の育成をめざしている。

サブテーマ「佐用の明日を担う、こころ豊かな人づくり」には、思いやりの心やふるさとの自然や伝統文化を大切にし、生涯を通じて“ふるさと佐用”を愛する心をもち、広く社会に貢献できる人に育てて欲しい、という願いを込めている。

この基本理念のもとに2つの基本方針をもって、それらをもとに6つの重点目標を定めることとする。

## 2 基本方針

### I 「夢ある教育」の推進

「夢ある教育」の理念を引き継ぎ、「知・徳・体のバランスがとれ、生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人」を育てる教育を推進していく。夢のあるところには希望が湧き、希望があるところには向上心が育つ。向上心は、基礎基本をはじめとする確かな学力や、たくましく生きるための体力等の習得に向けた努力へとつながる。

これらは、就学前から小中学校を通じて育成することが大切であり、自立的に生きる力を培う教育を推進する。

### II 「こころ豊かな人づくり」の推進

人は一人では生きていけない。同じ地域の住民はもちろん、様々な国や地域の人々と共生することが必要である。また、人と環境とのかかわりについて考えると、自然環境との共生も不可欠である。そのために、学校・家庭・地域が一体となって、相手を思いやる望ましい人間関係を築き、郷土の自然や伝統文化を大切にす豊かな人間性や社会性を養う教育を推進する。



イニシアチブゲーム（仲間と協力して）



### 3 重点目標

#### 重点目標1 未来に向かって「夢」をはぐくむ

基本方針Ⅰ「夢ある教育」の推進を受け、まず、子どもたちに「夢」をはぐくむことが肝要である。各校・園において子どもたちの思いや学力・体力を把握し、実態に即した特色のある教育課程・保育課程を編成する。さらに校種を越えた連携や家庭と各関係機関の連携を強化し、キャリア教育の推進等「夢」をはぐくむ教育を推進していく。そして、子どもたち一人一人が将来の生き方を考え、夢をもって自己実現を図ることができるよう指導、支援していく。

#### 重点目標2「生きる力」を培う

基本方針Ⅰ「夢ある教育」の推進に沿い、重点目標1『未来に向かって「夢」をはぐくむ』こととともに、「生きる力」を培うことが重要である。心身ともに健全な子どもを育成するために、基礎的・基本的な知識や技能に、思考力・判断力を必要とする問題解決能力、学ぶ意欲等も含めた確かな学力の定着を図り、「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」を育てることに努めていく。

#### 重点目標3 豊かな人間性や社会性を育てる

基本方針Ⅱ「こころ豊かな人づくり」の推進を受け、子どもたちには基本的な生活習慣や規範意識をしっかりと身に付けさせるとともに、生命を尊重する心、自尊感情や他人への思いやり、公共の精神を養う等、豊かな心を育てることが大切である。

このため、子どもたちの発達段階に応じた体系的な体験活動を推進し、自然や社会、芸術文化に触れる感動体験や、地域の人々等とのかかわりを通した「絆に気づき、感謝する体験」「ふるさと意識の醸成を図る体験（ふるさとへの愛着）」を進めていく。

## **重点目標 4 地域に根ざし開かれた学校・園をつくる**

基本方針Ⅱ「こころ豊かな人づくり」の推進に沿い、重点目標 3『豊かな人間性や社会性を育てる』こととともに、地域に根ざした学校・園をつくることが求められる。

地域の教育力を活用して安全・安心な学校・園づくりを進めているところではあるが、今後さらに学校・家庭・地域の連携を一層密にして安全教育、防災教育等を進めていく。また、関係機関との連携を図りながら、郷土に根ざし開かれた学校・園づくりを推進していく。

## **重点目標 5 明るく豊かで活力に満ちた社会をつくる**

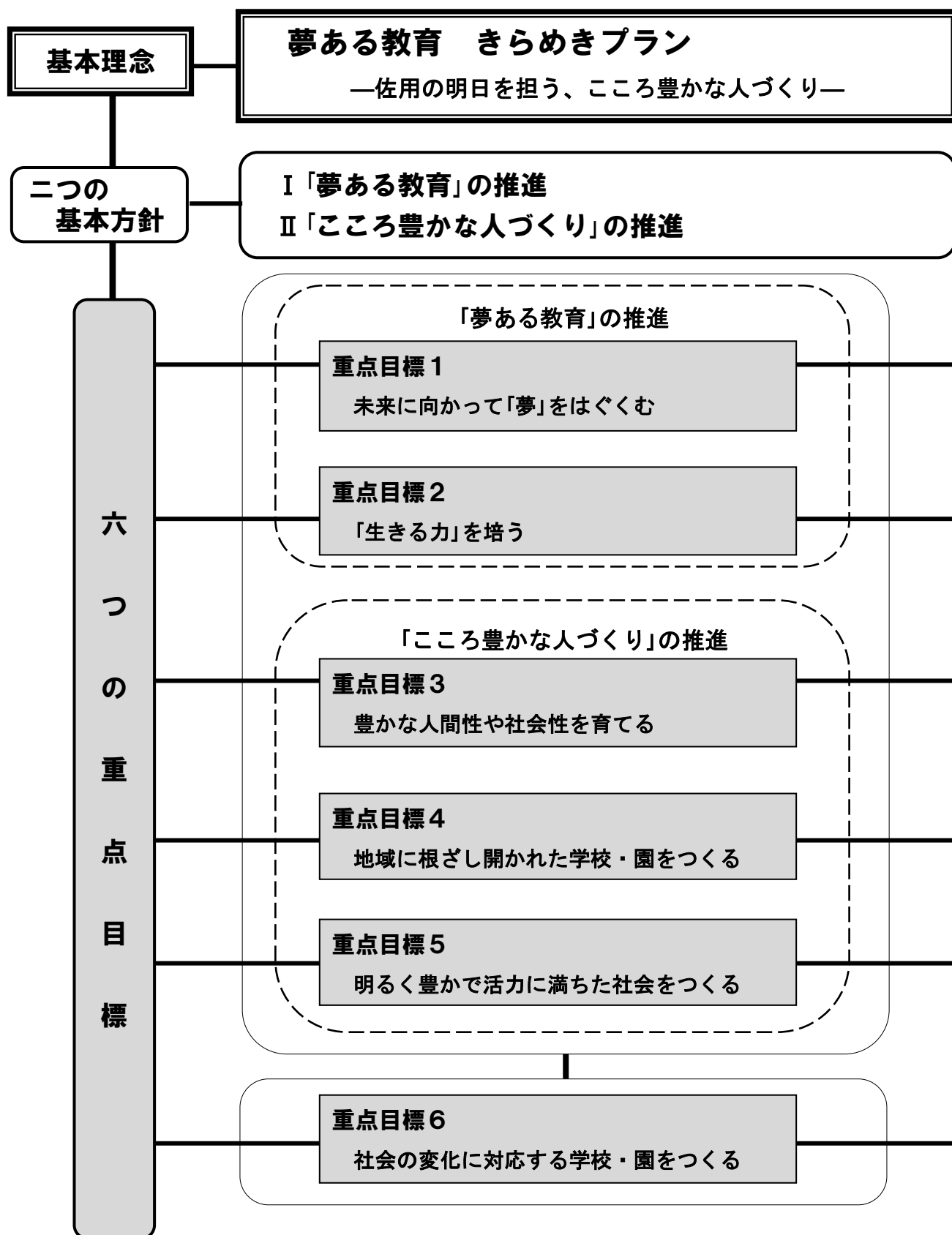
基本方針Ⅱを推進するにあたり、町民一人一人がその生涯を通じて様々な学びの機会を得、その成果をもとに地域の課題を協働して解決していくことは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成には不可欠なものである。互いの人権を尊重し誰もが安心して生活できる地域をつくる取組や自らが生きる地域の文化財を保護・活用していく取組を推進していく。また、様々な学習機会やスポーツ・レクリエーション等を推進し、心身の健康維持増進や体力づくり等に努めていく。

## **重点目標 6 社会の変化に対応する学校・園をつくる**

基本方針Ⅰ、Ⅱを推進するにあたり、社会の変化に対応する学校・園をつくる必要がある。全国的な少子高齢化、核家族化の進行、人間関係の希薄化等様々な変化が急速に進んでいる。このような社会の変化は学校や子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしているが、中でも佐用町においては、子どもの極端な減少が課題となっている。学校の活力や、子どもたちの集団としての高まり、学習展開等を考慮しながら、よりよい教育環境の向上をめざして、学校・園の適正規模の検討を進めている。

また、こうした傾向が続く情勢の中、次世代社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される社会の形成を図り、総合的な次世代育成支援対策を推進することが大切である。平成26年度策定する「子ども・子育て支援事業計画」のもと、次世代育成に関する施策を総合的に推進している。教育委員会においても、町行政との連携をより強化し、子どもと家庭を支える取組を進めていく。

## 4 施策体系表



重点目標に関わる施策

- (1) 温もりのある教育活動の展開
- (2) 特色のある教育活動の展開
- (3) 保幼小中連携の充実
- (4) キャリア教育の推進
- (5) 学校・園と家庭との連携

- (1) 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実
- (2) 教職員の資質向上
- (3) 健やかな身体の育成
- (4) 豊かな心の育成

- (1) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実
- (2) 体験活動の推進
- (3) 社会の変化への対応力の育成
- (4) 郷土の伝統文化を大切にする心の育成

- (1) 地域と連携する学校・園づくりの推進
- (2) 安全・安心な学校・園づくりの推進
- (3) 防災教育の推進
- (4) 地域の教育活動との連携

- (1) 家庭や地域の教育力の向上
- (2) 人権文化の創造
- (3) 芸術文化の振興
- (4) スポーツ・レクリエーションの振興
- (5) 多様な学習機会の充実
- (6) 文化財の保護と地域活動

- (1) 学校・園規模適正化の推進
- (2) 子ども・子育て支援事業の推進

## ●第3章 主な施策と事業

本章では、前述の6つの重点目標の達成に向けて展開する事業内容を、現状の取組と今後の取組とに分けてまとめた。今後の取組については、現状の取組を継続した上でさらに力を入れて取り組むべき内容について説明している。

### 重点目標1 未来に向かって「夢」をはぐくむ

#### (1) 温もりのある教育活動の展開

子どもたちが未来に向かって「夢」をはぐくむためには、学校・家庭・地域がそれぞれの教育力を高め、子どもに関わる全ての大人たちが、子どもたちとの心の絆を深め、「温もりのある教育・保育」が展開されることが必要である。「温もりのある教育・保育」とは、一定の厳しさとともに、温かい雰囲気のもと、子どもたち一人一人の特性を理解し、個性を尊重しながら、心を通わせる中で行われるものである。

そのためには、教職員・保育士が、子どもたちがどんな思いや夢を抱いているのか、また、現状の学力や体力を調査し、個々の実態を把握した上で学校・園の運営にあたるのが大切である。

#### ①子どもの思いの把握

現状の取組	今後の取組
<p>子どもの表情や様子の観察、日記や作文、連絡帳、生活の記録ノート、アンケート調査、その他直接的な関わり等を通して、子ども一人一人の思いや興味・関心の内容等を把握し、担任教師・担当保育士をはじめとして、個々の教員が把握した情報を全職員が共有化できるよう取り組んできた。</p> <p>不登校傾向の児童生徒については、家庭や関係機関と連携しながら、子どもの気持ちに寄り添うように努めている。</p>	<p>全職員が把握した情報の共有化を進めるとともに、家庭訪問、個別懇談等を活用して家庭との連携を密にし、教職員の研修等を行い、子どもの内面理解に努めていく。</p> <p>スクールカウンセラー<sup>※1</sup>等の専門家と連携し、子どもの悩み等を受け止め、心のケアを図っていく。</p> <p>特別な支援を要する子どもについては、就学前のサポートファイル<sup>※2</sup>を有効的に引き継ぎ、「個別の教育支援計画」<sup>※3</sup>や「個別の指導計画」<sup>※4</sup>に活用し、学校生活支援教員やスクールアシスタントと連携して効果のある支援と指導を推進していく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○日記、連絡帳、生活の記録ノート等の活用</li> <li>○アンケート調査の実施と分析</li> <li>○家庭訪問</li> <li>○個別懇談</li> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校生活支援教員配置事業<sup>※5</sup></li> <li>○児童生徒支援教員配置事業</li> <li>○スクールアシスタント配置事業<sup>※6</sup></li> </ul>	

- ※1 **スクールカウンセラー**…児童生徒へのカウンセリング、教職者への助言・援助、保護者への助言・援助を目的として児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者(各中学校に配置) (文部科学省ホームページより)
- ※2 **サポートファイル**…特別な支援や配慮を必要とする子どもが、乳幼児期から成人期まで一貫した支援を受けられることを目的に、保護者と学校・園、関係機関が子どもの情報を共有するために作成されたファイル
- ※3 **個別の教育支援計画**…障がい<sup>※7</sup>のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定されるもの (文部科学省ホームページより)
- ※4 **個別の指導計画**…当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだもの (文部科学省ホームページより)
- ※5 **学校生活支援教員配置事業**…LD(学習障がい)<sup>※8</sup>、ADHD(注意欠陥多動性障がい)<sup>※9</sup>等支援を必要とする児童生徒が、安定した学校生活や集団行動が行えるよう「支援地域拠点校」に「学校生活支援教員(LD等通級指導教室担当教)」を配置し、該当児童生徒の支援体制のあり方についての実践的研究を行うもの (兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
- ※6 **スクールアシスタント配置事業**…ADHD等により行動面で著しく不安定な児童やその児童が在籍する学級への支援の他、暴力行為等の問題行動や不登校等に対応するためスクールアシスタントを小学校に配置し、児童一人一人の実態に応じた効果的な指導・支援のための補助活動を行うとともに学校・学級運営の支援をする (内閣府ホームページより)
- ※7 **障がい**…近年、「害」の字が入っているのは好ましくないとして、地方自治体を中心に交ぜ書きで「障がい者・障がい児」に表記を変更する動きが広がっている。国においては従来の「障害者施策推進本部」に代えて、「障がい者施策推進本部」の表記で設置している例がある(平成21年12月8日、閣議決定)。本計画においても、この表記を用いることとする
- ※8 **LD(学習障がい)**…基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すもの (文部科学省ホームページより)
- ※9 **ADHD(注意欠陥多動性障がい)**…年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの (文部科学省ホームページより)

②学力・体力の実態把握

現状の取組	今後の取組
<p>学力の実態については、文部科学省や町独自の学力学習状況調査※<sup>1</sup>や、各校で実施している校内テスト等の結果を学校ごとに分析・考察し、集団のみならず、個々の児童生徒への指導の成果と課題を明確にしてきた。</p> <p>体力の実態については、体力・運動能力、運動習慣等調査※<sup>2</sup>や、体育の授業における体力測定等の結果をもとに、児童生徒の体力、運動能力の実態を把握してきた。</p>	<p>佐用町「確かな学力向上きらめきプラン」と全国学力学習状況調査をもとに、これまでの指導の在り方を振り返りつつ、児童生徒の実態を経年分析することで、成果と課題を明確にし、個々の課題解決に向けた指導法を研究、推進していく。</p> <p>また、言語活動や書く力を伸ばすための授業展開を工夫・改善していく。</p> <p>体力については、調査結果を生活の様子と関連させて分析し、課題を明確にした上で、課題解決に向けての継続可能な指導法や日常的な取組の在り方等を研究、推進していく。</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>○町・全国学力学習状況調査とその分析 ○課題解決に向けた指導法の研究とその改善・推進</p>
<p>事業名</p>	<p>○佐用町教育事業（確かな学力きらめきプラン） ○学力学習状況調査 ○体力・運動能力、運動習慣等調査</p>



授業の様子（理科）

※1 学力学習状況調査… p 4 参照

※2 体力・運動能力、運動習慣等調査…文部科学省が、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析するために、学校抽出方式で、小学校5年生と中学校2年生を対象に実施するもの

(文部科学省ホームページより)

③児童生徒の実態に基づいた学校運営

現状の取組	今後の取組
<p>各学校において、地域や保護者の願いを受けとめ、めざす学校像・児童像・教師像を明確にして学校教育目標を掲げ、児童や地域の特性を十分考慮して学校経営方針を確立し、「学校経営概要」※<sup>1</sup>各教育内容を「年間指導計画」※<sup>2</sup>としてまとめている。それらに基づき、温もりのある教育活動の展開に努めてきた。</p> <p>保育園においても「保育課程」を策定し、温もりのある保育の展開に努めている。</p>	<p>「第2期佐用町教育振興基本計画」や第2期「ひょうご教育創造プラン」に基づいた学校経営方針を地域や児童生徒の実態に即して学校ごとに策定し、児童生徒の心身の発達や特性を十分考慮して、温もりのある教育活動を推進していく。</p> <p>保育園においても、「第2期佐用町教育振興基本計画」に基づき、適切な保育課程を作成し温もりのある保育活動の展開を図っていく。</p>
<p>具体的な取組 ○「学校経営概要」の策定 ○「年間指導計画」の策定 ○「保育課程」の策定</p>	



小中学生の交流

※1 **学校経営概要**…p 4 参照

※2 **年間指導計画**…佐用町内の小中学校において、各学級の学級経営案、各教科・道徳・学級活動等の年間指導案、総合的な学習の時間の学年別カリキュラム等を、冊子としてまとめたもの



## (2) 特色のある教育活動の展開

学校教育の中では、「温もりのある教育」に加え、特色のある教育活動を展開していくことが望まれる。特色のある学校づくりのためには、まず、教育課程の編成において各学校の児童生徒の実態に応じて創意工夫を図り、個性を生かす教育の充実に努めることが大切である。

また、保育園においても、「それぞれの実情に応じて創意工夫を図り、保育の機能及び質の向上に努めなければならない。」とされており、幼児の心身の発達と実態に即応した適切な保育の時間を編成することが求められている。

### ①小中学校における教育課程の編成

現状の取組	今後の取組
<p>各学校において、学習指導要領の趣旨に則り、兵庫県教育委員会の「指導の重点」、町教育委員会の「一般方針」、各校の「学校経営概要」を踏まえ、児童の心身の発達や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成してきた。さらに、年度末にはそれまでの教育活動を全職員で振り返って成果と課題を明らかにし、次年度の教育活動に活かしている。</p> <p>また、学力調査等の分析を参考に、児童生徒の実態に沿った教育課程を編成してきた。</p>	<p>学校評議員会※<sup>1</sup>、学校関係者評価※<sup>2</sup>を活用して家庭や地域との連携を深め、地域の自然や文化等それぞれの特性を活かした、各学校の児童生徒の実態に応じた特色のある教育課程を編成していく。</p> <p>効率的な学校運営を進めるために、会議や研修の見直し、学校行事の精選、校務の効率化等を図っていく。</p> <p>小中連携においては、プライバシーに配慮しつつ児童生徒の情報交換や相互授業参観等、中学校区の特性を活かし積極的に行っていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評議員会の活用</li> <li>○学校関係者評価の活用</li> <li>○地域の自然や文化等を活かした特色のある教育課程の編成</li> <li>○中学校区における小中連携事業</li> </ul>	

※1 学校評議員会…学校評議員制度のもと、地域社会に開かれた学校づくりを一層推進し、保護者や地域住民の相互の意思疎通や協力関係を高めるため設置したもの。学校評議員制度についてはp 7 参照  
(文部科学省ホームページより)

※2 学校関係者評価… p 7 参照

②保育園における保育・教育課程の編成

現状の取組	今後の取組
各園において、保育指針・幼稚園教育要領、佐用町保育方針に基づいて保育・教育課程、指導計画を編成し、日々の保育・教育活動を工夫し、一人一人を大切にする視点で支援、指導している。	幼児の主体性を尊重し、直接的な体験を通して支援、指導していくとともに、保護者との適切な連携を図り、保護者が保育・教育課程の編成に参画していく体制づくりに努めていく。
具体的な取組 ○保育・教育課程の編成 ○保護者参画の体制づくり	

③郷土学習と地域資源の活用

現状の取組	今後の取組
小学校3、4年生の社会科において、副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』を活用し、佐用町の様子や産業についての学習を進めている。また、総合的な学習の時間等に、郷土の自然・歴史・文化・伝統への興味・関心を高める学習に取り組んでいる。	地域の人材をゲストティーチャーとして招聘したり、実地見学を行ったりして、郷土の自然・歴史・文化・伝統に触れる機会を充実させていく。その中で郷土の魅力に気付かせ、ふるさとを愛する態度を養っていく。
具体的な取組 ○副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』を活用した郷土学習 ○総合的な学習の時間等における郷土の自然・歴史・文化・伝統の学習 ○ゲストティーチャーの招聘、実地見学	

④実効性のある学校評価の推進

現状の取組	今後の取組
兵庫県の学校評価ハンドブックに基づき、教育活動や学校運営の状況について学校自己評価及び学校関係者評価を実施し、学校だより、学級だより等を活用してその分析結果や今後の改善策を公開する等、学校評価システムの確立を図ってきた。	校長のリーダーシップのもと、目標・計画→実践→評価→次年度への反映という学校評価の一連の活動（PDCAサイクル※1）を継続的に実施し、学校運営の改善及び地域の特性を生かした特色のある教育活動の展開に活かしていく。今後も引き続き、学校・園の教育・保育活動や学校・園運営の状況について情報公開に努める。
具体的な取組 ○学校だより等による公開 ○学校評価システムの確立	

※1 **PDCAサイクル**…計画(plan)→実践(do)→評価(check)→改善(action)という4段階を循環させ、継続的にプロセスを改善していく手法

### (3) 保幼小中連携の充実

全国的には、学校・園において「小1プロブレム」※1「中1ギャップ」※2といった問題が取り上げられている。いずれも、保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へという、環境の変化に適応できずに起こる現象である。こういった問題の発生を防ぐために、校種を越え連絡を取り合い、交流活動を取り入れる等、連携を密にしていくことが必要である。

また、就学前教育では、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、小学校の児童との交流、情報提供や相互理解等、積極的な連携を図ることが必要である。保育園・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へと環境が移行しても、子どもが本来もっている能力を伸ばすことができるよう配慮し、生活・学習の滑らかな接続を実現する体制を整えることが大切である。

さらには、地元の高校をはじめ、中学校から高等学校への円滑な接続に向けた情報の伝達等が必要である。

#### ①保幼小連携の充実

現状の取組	今後の取組
<p>保育園から小学校への移行が円滑に行われるよう、保育士による授業参観、教職員による保育参観、保育士・教職員による保幼小連絡会等を行い、指導方法や内容の連携を図るよう努めている。</p> <p>新入生の体験入学や各学校での様々な体験活動を中心とした幼児と児童との交流活動を実施することで、幼児の就学への意欲付けとともに、児童の安心感や自信につながっている。</p>	<p>保幼小連絡会での協議内容を全職員が共通理解を図り、指導方法や内容の連携を強化するとともに、幼児と児童との交流活動の内容を一層充実させていく。</p> <p>個に応じたきめ細かな指導の充実のため、校種を超えた情報の共有、伝達を密にする必要がある。</p> <p>幼児教育のさらなる充実と保幼小連携のより一層の推進に向け、「つながりあうカリキュラム」を幼児教育、学校教育において有効に活用していく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保幼小連絡会(授業参観、保育参観等)</li> <li>○保幼小交流会(新入生体験入学、体験活動等)</li> <li>○保幼小つながりあうカリキュラムの作成</li> <li>○保幼小連携推進連絡会</li> <li>○保幼小連携実践交流会</li> </ul>	

※1 **小1プロブレム**…小学校に入学したばかりの1年生の学級において、「集団行動がとれない」「授業中に座ってられない」「教師の話を聞かない」等の状態が数ヶ月間継続し、学級が機能しなくなること

※2 **中1ギャップ**…学問の入り口としての学習、教科担任制の戸惑い、講義調授業への不満、友人や先生との人間関係の不安等に起因する不適応の問題状況のこと

②就学前教育の充実(町行政との連携)

現状の取組	今後の取組
「小1プロブレム」の発生を防ぐために、保幼小連絡会や交流会を実施し、保幼小連携の充実に努めている。	町行政と連携を図り、幼児の基本的な生活習慣の確立、自主自立、集団生活への適応等を図る指導に取り組み、保育園から小学校へ円滑な移行ができるよう努めていく。
具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的な生活習慣の確立、自主自立、集団生活への適応等を図る指導</li> <li>○年齢別カリキュラム研修会</li> <li>○保育園訪問による情報の共有</li> </ul>	

③小中連携等の充実

現状の取組	今後の取組
<p>学習意欲の低下や学習への不安、不登校の増加といった中1ギャップ現象の発生を防ぐため、授業参観、小中連絡会等を行い、子どもの様子や学習指導方法について情報交換し連携を図ってきた。</p> <p>また、小学生が中学生の清掃の様子を見学する等して、中学校につながる活動を小学校にも取り入れるよう努めてきた。</p> <p>地域の実情に応じて、交流給食や部活動見学、中学生2年生が小学校の児童と交流する「ミニトライやる」を実施している。</p>	<p>地域の実情に応じて、小学生と中学生との交流活動を取り入れ、小中連携の取組を充実させていく。小中連携の教育を積極的に進める中で、その取組の成果と課題を検証しながら、小中連携教育の在り方について研究を進めていく。</p> <p>小学校3年生から始まる外国語活動や、5・6年生で教科化が検討されている英語については、内容や学習指導方法、教員の指導力向上やALTの活用等、小中の積極的な連携を図っていく。</p> <p>また、オープンハイスクール、中高連絡協議会等において授業交流や情報交換等を積極的に行い、継続的な指導や支援ができるよう連携を図っていく。</p>
具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>○小中連絡会(授業参観、情報交換会)</li> <li>○小中交流会(交流給食、部活動見学、「ミニトライやる」)</li> <li>○中高連絡協議会(授業交流、情報交換会)</li> </ul>	
事業名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○佐用町教育事業(小中連携教育研究会)</li> <li>○英語指導力向上事業</li> </ul>

④生徒指導体制の充実

現状の取組	今後の取組
<p>生徒指導をより適切に行うことを目的に、「佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会」にて連絡調整会議や研修会を実施している。佐用町青少年育成センター、民生委員児童委員、保護司、佐用警察署、少年補導員等関係機関とも絶えず連携を図り、適切な指導・支援を求めたり、対策を講じたりしている。中学校区ごとに、生徒指導部会を開き、連絡調整や共通理解を図っている。</p>	<p>各校・園が作成している「生徒指導の具体的実践計画の概要」に基づいた研修会を開き、健全育成や未然防止等についての認識を一層深めていく。関係機関とのより密接な連携を図り、必要な情報をより正確かつ迅速に伝達できる体制を整えていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会での連絡調整</li> <li>○生徒指導研修会</li> <li>○中学校区ごとの生徒指導部会(地域別部会・校種別部会)</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐用町教育事業(生徒指導協議会)</li> </ul>	

⑤人権教育の充実

現状の取組	今後の取組
<p>人権教育の深化充実を図ることを目的とし、「佐用町人権教育協議会」において、保幼小中高と教育行政機関とが連携し、講演会と分科会から成る研究大会の開催、各中学校校区での地区研修会の実施、人権作文集「人権さよ」、実践集「人権・同和学習研究集録」の発行等を行っている。また、ブロック(各地域別)研修会において、人権課題について共通認識を図り、解決に向けた意見交換を行っている。</p>	<p>「人権を普遍的な文化にまで高める」ことをめざし、社会教育機関との連携を一層密にした体制づくりに努めていくとともに、保幼小中の教育における人権教育の体系化を図り、一層の連携を進めていく。差別解消はもとよりインターネットによる人権侵害等人権にかかわる今日的な課題についても認識を深め、連携のとれた研修を推進していく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐用町人権教育協議会研究大会(講演、分科会)</li> <li>○佐用町人権教育協議会地区研修会(ブロック研修会)</li> <li>○佐用町人権教育協議会指定研究の実施</li> <li>○人権作文集「人権さよ」の発行</li> <li>○実践集「人権・同和学習研究集録」の発行</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐用町教育事業(人権教育協議会)</li> </ul>	

#### (4) キャリア教育の推進

子どもたちが夢や希望をもち、社会人・職業人として自立していくためには、職業観や勤労観を身に付け、自立に向かって進んでいく力を身に付ける必要がある。

そのためには、自己理解をはじめ、自己管理能力やコミュニケーション能力、身の回りの課題への対応能力等、社会的な自立に向けた能力を育成することが重要である。

このため、児童生徒の発達段階を考慮しながら、教育活動全体を通じて、望ましい職業や勤労に対する考え方をはぐくみ、将来の生き方を考え、夢をもって自己実現を図ることができるよう、社会とのつながりや社会における自らの役割についても考えながらのキャリア教育<sup>※1</sup>を推進していくことが大切である。

##### ① キャリア教育の推進

現状の取組	今後の取組
児童生徒の発達段階に応じて、総合的な学習の時間における職業調べ、「トライやる・ウィーク」 <sup>※2</sup> を活用しての職場体験等、将来、社会の一員としての役割を果たし、自立して生きていくためのキャリア教育に取り組んできた。	引き続き、「トライやる・ウィーク」をはじめ、地域人材や先輩の話を聞く機会を設定する等、人間としての在り方・生き方という観点から、保護者や地域と連携しながら、キャリア教育を推進していく。将来、社会人・職業人として、それぞれの個性、持ち味を發揮しながら、自立して生きていくための能力や態度を育てる。
具体的な取組	○総合的な学習の時間におけるキャリア教育 ○「トライやる・ウィーク」での職場体験 ○目的と方向を持った進路決定
事業名	○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業

##### ② 進路指導の充実

現状の取組	今後の取組
学校の教育活動全体の中での進路指導計画を作成し、生徒が主体的に進路を選択・決定できるよう、保護者と連携して個に応じた進路相談を行っている。進路先と連携しながら学校説明会を実施して生徒の意欲を高めたり、学級活動やホームルーム活動等で生徒が進路選択に向けて自己理解を深めることができるよう指導したりしてきた。	新しい学区で実施される高校入試等をはじめ、多様な進路選択ができるよう、情報収集に努め、教師間、教師・保護者間、学校・進路先間の連携を一層密にして適切な指導助言を行い、生徒が主体的に課題の解決や葛藤の克服に取り組んでいけるよう、組織的に支援していく。
具体的な取組	○進路先と連携した学校説明会 ○学級活動等における進路指導

※1 キャリア教育… p 4 参照

※2 「トライやる・ウィーク」… p 5 参照

### (5) 学校・園と家庭との連携

教育基本法第10条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定されている。

学校・園は保護者との連携を密にし、学校と家庭が一体となって「夢ある教育」の実現に向け取り組んでいくとともに、教育の原点である家庭の教育力の向上を支援していくことが必要である。また、家庭の状況やニーズを踏まえ、PTAや保護者会が一層充実した活動を展開できるよう、組織的・継続的な研修の実施を支援していくことが大切である。

#### ①保護者との連携

現状の取組	今後の取組
<p>学校ホームページ、通信、参観日やオープンスクール等を活用して、教育方針や学校・園での子どもたちの生活・学習の様子を保護者に連絡・公開するとともに、保護者の願いや思いを受け止め、連携を図ってきた。学級懇談会等を実施して、家庭教育の在り方や、現状などを共有する機会を設けている。</p>	<p>学校だより、学校ホームページを活用した広報活動により教育方針や目標を明確にし、学級懇談会等で、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けること等の啓発に努めていく。PTAや保護者会との連携を図り、家庭の教育力の向上を支援していく。</p>
<p>具体的な取組 ○学校だより、学校ホームページ、学級通信、連絡帳、園だよりの活用 ○参観日 ○オープンスクール ○学級懇談会</p>	



ふれあい行事（親子学習）

② P T A 研修の推進

現状の取組	今後の取組
<p>子育ての在り方や子どもを取り巻く状況等を見つめ直し、家庭教育について考える機会として、各単位 P T A や佐用郡 P T A 連合会において研修会や P T C A 活動実践発表会等を実施している。子育て体験文や子どものつぶやき等を掲載した P T A 学習冊子「家族の絆」※<sup>1</sup>を編集、回覧し、子育てや家庭教育に関する情報の共有化を図っている。</p>	<p>家庭の教育力向上のため、各単位 P T A 及び佐用郡 P T A 連合会における研修を推進していく。</p> <p>また、P T A 学習冊子「家族の絆」を活用し、家庭教育の在り方を見直すきっかけとしたり、課題の解決策を共通認識したりして、家庭の教育力の向上を図っていく。他地域の先進的な取組からも学び、研修を深めていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各単位 P T A における研修会</li> <li>○佐用郡 P T A 連合会リーダー研修</li> <li>○P T A 学習冊子「家族の絆」の内容検討と編集方法の工夫</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○P T C A 活動支援事業</li> </ul>	

③ 保育園保護者会研修の推進

現状の取組	今後の取組
<p>親としての在り方を学ぶ環境が失われつつある中、幼児期の子どもと直接関わる保育園の保護者会を対象に講演会等の研修を行い、親としての学びの場を提供してきた。その中で、子育てに関する課題の共有化、課題解決のための方向性を探っている。</p>	<p>関係機関が子育てに関する課題を共有し、子どもに対する様々な悩みを抱える保護者が参加できる研修会を開催し、互いに意見交流し課題解決を図る体制づくりを進めていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保育園保護者会連絡協議会研修会</li> </ul>	



佐用郡保育園保護者会連絡協議会研修会

※1 「家族の絆」…家庭教育・子育てについての思い、意見等を広く会員から募り、冊子として編集、回覧し、意見交流する場を提供することを目的として、佐用郡 P T A 連合会が編集・発行している冊子



## 重点目標2「生きる力」を培う

### (1) 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実

知識基盤社会の形成やグローバル化の社会に対応するため、基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらを活用して自ら課題を見いだし、解決するための思考力・判断力・表現力等が必要である。それらをバランスよく伸ばしていくとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが求められている。

確かな学力をはぐくむには、学習指導要領の改訂内容や全国学力・学習状況調査や町独自の学力・学習状況調査の結果を踏まえ、指導方法の工夫や改善に取り組むとともに、児童生徒の発達段階や個性を考慮し、家庭と連携を図りながら個に応じた学習指導を展開していくことが大切である。

#### ①基礎・基本の確実な習得

現状の取組	今後の取組
<p>各教科における基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るために、学習指導要領に基づいて評価規準を明らかにするとともに、指導方法の工夫・改善を図ってきた。朝の時間を学習タイム※<sup>1</sup>や読書タイムとして設定したり、ドリル等を活用して反復学習を実施したりして、学力の基盤づくりに努めている。</p> <p>学力・学習状況調査をもとに児童生徒の実態を個々に把握し、個に応じた指導の充実に努めてきた。</p>	<p>各授業では、学習の目標（めあて）及び内容、身に付けさせたい能力及び態度を明確にするとともに児童生徒の学習についての評価の在り方を工夫し、指導と評価の一体化を図っていく。</p> <p>また、レポートの作成や推敲・批評、発表・討論等言語活動、特に「書く」指導を取り入れた授業展開を工夫・充実させ、思考力・判断力・表現力等をはぐくむための授業づくりに努めていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学年・教科別基礎・基本事項系統表の作成</li> <li>○学習タイムの設定</li> <li>○反復学習の実施</li> <li>○言語活動の充実(授業内での「書く」時間の確保、レポートの作成等)</li> </ul>	
<p>事業名</p>	<p>○佐用町教育事業(確かな学力きらめきプラン)</p>

※1 **学習タイム**…朝・放課後等の課外の時間や授業時間の一部を活用して、計算、漢字等の基礎学習を実施すること

## ②主体的に学ぶ態度の育成

現状の取組	今後の取組
総合的な学習の時間を中心に体験的・課題解決的な学習を積極的に取り入れ、児童生徒が興味・関心等を高め、自ら進んで考えるように指導法の工夫を図り、主体的に学ぶ態度の育成と学習意欲の向上に努めてきた。	各教科の指導にあたっては、まず「見通す・振り返る」活動を計画的に取り入れる。その上で、小集団・グループでの話し合い等、言語活動に重点を置いた学習活動や探求活動を展開し、児童生徒の主体的・創造的・共同的に取り組む態度の育成に努めていく。
具体的な取組	<input type="checkbox"/> 体験的・課題解決的な学習の導入 <input type="checkbox"/> 話し合う活動、言語活動の推進 <input type="checkbox"/> 総合的な学習における探求的活動の推進 <input type="checkbox"/> 進路決定、キャリア教育につながる学習の推進
事業名	<input type="checkbox"/> サイエンス・トライやる事業※ <sup>1</sup> <input type="checkbox"/> 佐用町教育事業(総合的な学習研究)

## ③様々な形態による学習指導の充実

現状の取組	今後の取組
少人数授業※ <sup>2</sup> や兵庫型教科担任制※ <sup>3</sup> 等の「新学習システム」※ <sup>4</sup> や、補充的・発展的な学習を取り入れたきめ細やかな指導の推進を図り、個に応じた学習指導を展開してきた。	「新学習システム」の推進や個に応じたきめ細やかな指導の推進がより効果的に働くように、加配教員※ <sup>5</sup> を有効に活用するとともに、補充的・発展的な学習を取り入れた個に応じた指導方法のさらなる充実を図っていく。
具体的な取組	<input type="checkbox"/> 「新学習システム」の推進 <input type="checkbox"/> 個に応じたきめ細やかな指導の推進
事業名	<input type="checkbox"/> 佐用町教育事業(少人数指導)

※1 **サイエンス・トライやる事業**…小学校5・6年生の「理科」の観察、実験等の体験的な学習の時間に「理科推進員」を配置し、協力して授業を行うことにより「理科」授業の充実・活性化を図るもの

(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※2 **少人数授業**…小学校3年生以上と中学校において、「各教科」「総合的な学習の時間」等で、学級の枠を外した弾力的な少人数の学習集団を編成して行う授業 (兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※3 **兵庫型教科担任制**…p 4 参照

※4 **新学習システム**…p 4 参照

※5 **加配教員**…児童・生徒数によって決まる各都道府県の教員定数に上乗せして文科省・県が配置する教員。きめ細かい指導を行うこと等を目的にした「第七次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」に基づくもの (読売オンライン「用語解説」より)

④特別支援教育の充実

現状の取組	今後の取組
<p>特別支援教育への理解・啓発を図るとともに、保護者と連携をとりながら一人一人の教育的ニーズを把握し、きめ細かく適切な教育的支援を行ってきた。</p> <p>各学校・園において、子どもの実態把握や適切な支援方法について専門の関係機関と連携し、学校・園全体での支援体制づくりに努めてきた。</p> <p>また、西はりま特別支援学校との交流会、居住地交流会<sup>※1</sup>、佐用町特別支援学級交流会<sup>※2</sup>等を実施し、相互理解を深めたり、協働の学びの場の設定やその充実を図ってきた。</p> <p>発達障がい<sup>※3</sup>等特別な支援が必要であると思われる児童生徒の保護者や教育関係者を対象として心の健康づくり相談事業<sup>※4</sup>を実施し、専門家からの助言を受け、悩みや不安を取り除くための取組を行っている。</p>	<p>各学校において、特別支援コーディネーター<sup>※5</sup>が中心となり、担任やスクールアシスタント、関係機関と連携しながら特別な支援を必要とする子どもたちの支援体制のさらなる強化を図っていく。</p> <p>「個別の教育支援計画」<sup>※6</sup>「個別の指導計画」<sup>※7</sup>「サポートファイル」<sup>※8</sup>等、就学前の支援を就学後でも継続的に行えるようにし、指導の連続性をもたせていく。</p> <p>また、西はりま特別支援学校と連携し、よりよい交流及び共同学習の在り方について協議・検討していく。</p> <p>心の健康づくり相談事業についても、より充実させ継続していくとともに、保護者や医療・福祉等関係機関と密接な連携をとりながら、長期的な視点で支援を行っていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐用町特別支援連携協議会<sup>※9</sup></li> <li>○交流及び共同学習の推進</li> <li>○居住地交流会</li> <li>○佐用町特別支援学級交流会</li> <li>○特別支援教育コーディネーターの活用</li> <li>○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用</li> <li>○「サポートファイル」の共有</li> <li>○佐用町発達障害児等支援連絡会</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特別支援教育推進事業</li> <li>○心の健康づくり相談事業</li> <li>○学校生活支援教員配置事業<sup>※10</sup></li> <li>○スクールアシスタント配置事業<sup>※11</sup></li> </ul>	



調理実習の様子

- 
- ※1 **居住地交流会**…特別支援学校に通う児童生徒が地域に根ざして生きる基盤をつくるために、居住地の小中学校に通う児童生徒と交流を深める会
  - ※2 **佐用町特別支援学級交流会**…町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒がお互いに交流を深め学び合うよい機会とするとともに、児童生徒の自立及び社会参加の促進を図ることを目的として実施するもの
  - ※3 **発達障がい**…LD(学習障がい)<sup>※12</sup>、ADHD(注意欠陥多動性障がい)<sup>※13</sup>、高機能自閉症等の障がい。「障がい」という表記については、p 17 参照
  - ※4 **心の健康づくり相談事業**…p 5 参照
  - ※5 **特別支援教育コーディネーター**…障がいのある児童生徒の発達や障がい全般に関する一般的な知識及びカウンセリングマインドを有し、学校内及び関係機関や保護者との連絡調整役としてのコーディネーター的な役割を担う者  
(文部科学省ホームページより)
  - ※6 **個別の教育支援計画**…p 17 参照
  - ※7 **個別の指導計画**…p 17 参照
  - ※8 **サポートファイル**…p 17 参照
  - ※9 **佐用町特別支援連携協議会**…特別な支援を必要とする子どもに対する特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育の推進に関する協議や関係機関との連携及び調整等を行う会
  - ※10 **学校生活支援教員配置事業**…p 17 参照
  - ※11 **スクールアシスタント配置事業**…p 17 参照
  - ※12 **LD(学習障がい)** …p 17 参照
  - ※13 **ADHD(注意欠陥多動性障がい)** …p 17 参照

## (2) 教職員の資質向上

子どもたちに生きる力をはぐくんでいくためには、教職員・保育士自身が資質・指導力の向上に努めることが大切である。使命感や倫理観をさらに高めるとともに、豊かな人間性の涵養に努め、専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざし、研究と修養に努めなければならない。県教育委員会や各教科の協議会及び町教育委員会等の指定による研究に学校全体で取り組んだり、積極的な講師招聘や、各教科研究会、佐用町教育研究所<sup>※1</sup>を活用して研修に励んだりすることが大切である。また、情報機器(ICT)<sup>※2</sup>活用能力を高める研修を積み、効果的な授業での活用に努めていく必要がある。

### ① 豊かな人間性の向上

現状の取組	今後の取組
<p>教職員・保育士として一人一人の子どもを大切にし、温かくゆとりのある心で接する、人権に配慮した教育活動を行ってきた。</p> <p>教職員・保育士自身が、地域行事やボランティア活動に参加したり、読書、スポーツ・文化活動等に励んだり、社会体験の機会を活かすなどして豊かな見識と幅広い視野を養うよう努めている。</p>	<p>教職員・保育士の一人一人の使命感と高い倫理観のもと、人権感覚をさらに高めるよう、校内のみならず、日常的な中でも人権意識の高揚を図る。</p> <p>「教職員の勤務時間適正化対策プラン」<sup>※3</sup>等に積極的に取り組み、教職員・保育士自身が心身ともに健康を保ち、自らも向上心をもつよう努める。</p> <p>日々成長する子どもたちの意識や行動の変化を把握し、一人一人の個性の尊重に基づいた指導ができるよう指導力の向上を図っていく。</p>
<p>具体的な取組 ○地域行事やボランティア活動への参加 ○人権感覚の育成 ○各種講座・研修会への参加</p>	

※1 佐用町教育研究所…佐用町教育研究所条例により設置した教育に関する専門的・技術的事項の研究及び教育関係職員の研修を実施する機関

※2 ICT…p 6 参照

※3 教職員の勤務時間適正化対策プラン…学校現場の多忙化を解消するため、会議や研修の見直し、学校行事の精選、「ノー残業デー」、「ノー部活デー」の設定等を推進するもの

(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

## ②指導力の向上

現状の取組	今後の取組
各校で講師の招聘等による校内研究推進体制を整え、授業改善の成果と課題を明確にし、児童生徒の実態に応じて学習内容と指導方法を工夫・改善し、「効果的な学習環境づくり」「わかる授業づくり」に努めてきた。他校の授業研究会、佐用町教育研究所での研修等に積極的に参加して実践的な指導力の向上を図っている。	児童生徒に身に付けさせたい力を明確にし、校内の研究体制を継続する中で、子どもたちが「学ぶ楽しさ」を実感できる授業づくりのため、絶えず研究と修養に励み、実践的な指導力の向上に努めていく。 教員免許更新や年次研修を活用し、ライフステージに応じて自らの教職生活を振り返るとともに、最新の知識・技能を身に付け、指導力・授業力の向上につなげていく。
具体的な取組	〇各校での研究推進 〇授業研究会の実施 〇教育委員会指定研究の実施 〇佐用町教育研究所での研修 〇兵庫県教育研修所での研修 〇教育事務所教科等指導員の活用
事業名	〇佐用町教育事業(教職員研修事業) 〇佐用町教育事業(教科研究会) 〇サイエンス・トライやる事業※ <sup>1</sup> 〇スーパーティーチャー派遣事業※ <sup>2</sup>

## ③情報機器（ICT等）の積極的活用

現状の取組	今後の取組
パソコン、プロジェクター、教材提示装置、電子黒板等、各校に整備された情報機器を活用し、教育効果が上がる指導内容・方法の工夫に努めてきた。公開授業を行い、相互に研究を深めている。	情報機器の有効な活用方法についての研究や、その他の情報機器の積極的な活用を進め、教育効果の向上に努めるとともに、活用についてのモラルや、メディアリテラシー※ <sup>3</sup> の育成を図る。
具体的な取組	〇ICTを活用した公開授業、効果的な活用法の研究 〇電子黒板の活用方法の研究

※1 サイエンス・トライやる事業…p 29 参照

※2 スーパーティーチャー派遣事業…教員の指導力の向上を図るため、経験豊富な教員OB及び専門性の高い民間人を小・中学校へ派遣し、学力向上に係る市町・学校への重点的な支援を行う  
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※3 メディアリテラシー…メディアの特性を理解し、それを目的に適合的に選択し、活用する能力であり、メディアから発信される情報内容について、批判的に吟味し、理解し、評価し、主体的能動的に選択していく能力  
(文部科学省ホームページより)

### (3) 健やかな身体の育成

学校・園での生活は、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培う時期である。

心身の調和のとれた児童生徒の発達を図るためには、バランスの良い食事や適度な運動を心掛ける等の基本的な健康づくりへの意欲を高めることが大切である。

一方、様々な要因が重なることで近年深刻化する精神的ストレスによる健康への問題について、適切に対応できる力を身に付けることも重要である。

そのためには、学校・園の全教育活動を通して、児童生徒の実態を把握した健康教育を推進する必要がある。体力は人間のあらゆる活動の源であり、健康な生活を営む上でも、また、意欲や気力といった精神面においても、極めて重要である。将来を担う子どもたちの体力を向上させる取組を進めていく必要がある。

#### ①食育の推進

現状の取組	今後の取組
安全で安心な給食の実施に努めている。各校・園ごとに、望ましい食習慣を養い、自らの健康管理ができるよう給食指導や特活、総合的な学習の時間を主とし、教育活動全体を通じて食に関する指導の充実に努めている。	佐用町食育推進計画 <sup>*1</sup> に基づき、家庭科における調理実習、保健体育における食生活と健康の学習をはじめとして、教育活動全体を通じ、食育を推進していく。安全で安心な給食の提供を継続するとともに、献立表、給食だより等を活用して家庭と連携した食育指導に努めていく。
具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>○各校・園における給食指導</li> <li>○佐用町食育推進計画に基づいた食育の推進</li> <li>○献立表、給食だより等の活用</li> </ul>	
事業名	○佐用町学校給食の地産地消及び質的向上事業



栄養士による食育指導

※1 佐用町食育推進計画…佐用町の食育を推進するための基本的な考え方と、具体的な施策の展開を示すための計画として、食育基本法(平成17年施行)第18条第1項の規定に基づいて策定された。平成22年度を初年度とし、平成26年を目標年度とする5カ年計画

(「佐用町食育推進計画」より)

## ②心身の健康づくり

現状の取組	今後の取組
<p>子どもの発達段階に応じて、基本的な生活習慣の確立を図るとともに、病気の予防や、喫煙・薬物乱用防止、心身の発達等への理解を深める健康教育を推進してきた。身体測定等の結果を小学6年間、あるいは中学3年間継続した「からだの記録」※1として保護者に伝えたり、心身の健康状態について保護者や学校医等と連絡を密にしたり、保健室の機能を十分に活かしながら、適切な保健管理、保健指導に努めている。</p>	<p>学校保健安全推進計画※2等に基づいて教職員の共通理解を図り、子どもたちが生涯にわたって主体的に健康づくりができるよう、教育活動全体で健康の基礎を培っていく。</p> <p>各学校においては、スクールカウンセラー等を積極的に活用し、児童生徒の心身の細かな変化にも対応できるよう相談体制を充実させる。</p> <p>また、関係機関との連携を密にし児童生徒の心身の健康づくりに努める。</p>
<p>具体的な取組 ○各校・園における健康教育 ○薬物の弊害と健康の学習 ○継続した「からだの記録」の活用 ○保健室を中心とした保健指導 ○家庭・専門機関との連携 ○スクールソーシャルワーカー※3の活用 ○スクールカウンセラーの活用</p>	
事業名	○スクールカウンセラー配置事業

※1 **からだの記録**…視力、聴力、身長、体重等健康診断や身体測定の結果を記し、保護者との連絡に活用している。小学校6年間用と中学校3年間用があり、それぞれ入学時に作成し卒業まで使用するもの

※2 **学校保健安全推進計画**…「学校経営概要」(p 4 参照)の中に組み込まれているものの一つで、保健安全管理・指導についての年間計画

※3 **スクールソーシャルワーカー**…教育と福祉の両面に関して、専門的な知識、技術を有する者で、問題を抱えた児童生徒の置かれた家庭等の問題に働きかけ、関係機関と連携・調整等する者

(兵庫県教育委員会「ひょうご教育創造プラン」より)



## ③体力向上への取組

現状の取組	今後の取組
各校・園において、運動の楽しさや喜びを味わわせるとともに、技能を高め、自ら進んで体力を高めることができるよう指導している。中学校の部活動においては、目標に向かって切磋琢磨しながら、心身ともに健全な育成をめざし、体力向上に努めている。生涯学習課、社会体育団体と連携して各種スポーツ活動を行い、健康の維持増進を図るとともに運動技能の向上をめざしている。	子どもたちの実態を十分把握した上で、体育・スポーツ活動を教育活動全体の中に適切に位置付け、豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てていく。関係機関との連携を深め、ニュースポーツの普及等、子どもたちの体力・運動能力を向上させる取組を進めていく。
具体的な取組	○各校・園での体育・スポーツ活動 ○中学校における部活動 ○各種競技大会への参加促進 ○ニュースポーツ等の普及
事業名	○「運動プログラム」実践推進事業※ <sup>1</sup> ○体力アップサポーター派遣事業※ <sup>2</sup>



体力アップサポーター派遣事業

- ※1 「運動プログラム」実践推進事業…小・中学校児童生徒における体力・運動能力の向上を図るため、新たに作成した「運動プログラム 2009」(DVD)を県内の小・中学校で活用するとともに、実践推進校における効果的な取組を調査研究するもの (兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
- ※2 体力アップサポーター派遣事業…児童の体力・運動能力の向上を図るため、中学校体育教師や高等学校体育教師等のサポーターを小学校に派遣し、体育授業等を支援するもの (兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

#### (4) 豊かな心の育成

子どもたちの「豊かな心」をはぐくみ、人格を形成していくためには、確かな学力の定着や健やかな身体の育成に加え、芸術文化活動や読書活動、特別活動を推進することも大切である。

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生・生き方を深める力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

また、芸術や文化に親しむことは、感性を高め、豊かな心を育成し、文化の創造を図ろうとする態度を育てる。

特別活動においては、望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達や個性の伸長を図り、その上で、豊かな心のふれあう充実した学校生活につなげていくことが大切である。

##### ①芸術文化活動の推進

現状の取組	今後の取組
授業において、多様な技術を身に付け、対象を深く観賞する力の育成を図るとともに、子どもの興味・関心に基づく指導を行っている。わくわくオーケストラ教室 <sup>※1</sup> 、小学校芸術鑑賞会等により優れた舞台芸術を鑑賞する機会を設け、感性を高め、豊かな情操を養うよう努めてきた。中学校での文化部活動等においては、学校や地域の実態に応じて効果的な活動を行うことによって、生徒の興味・関心を高め、個性を伸ばすよう努めている。	小中席書大会、小中美術展覧会、小学校連合音楽会、中学校音楽交歓会、小学校芸術鑑賞会等を通して、芸術文化活動への関心・意欲を一層高め、芸術文化活動を教育活動全体の中に位置付けていく。生涯学習課と連携をとりながら芸術文化に親しむ体験活動の充実を図り、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育てていく。
具体的な取組	
○小学校芸術鑑賞会 ○学校・園での文化活動 ○小中席書大会、小中美術展覧会、小学校連合音楽会、中学校音楽交歓会等の充実	
事業名	○青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～

※1 わくわくオーケストラ教室(青少年芸術体験事業)…日頃から芸術文化に親しむ機会の少ない中学生に、本格的な交響楽団の演奏に親しむ機会を設け、音楽を愛好する心情を育て、豊かな情操や感性を身に付けた人材を育成するため、県内すべての中学1年生を対象として県立芸術文化センターにおいて、同センター管弦楽団による鑑賞公演「わくわくオーケストラ教室」を実施するもの

(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

## ②読書活動の推進

現状の取組	今後の取組
学校・園において、学校図書室や園内図書 の環境整備、町立図書館と連携した読み聞か せ活動の推進、朝の読書タイムの設定等、日 常での読書活動、読書習慣の形成に向けた取 組を進めてきた。	朝の読書時間をはじめとする読書タイム の設定や子どもたちに読ませたい本の購入 等、積極的に読書しようとする環境づくりを 図っていく。 家庭や町立図書館等と連携し、読書に慣れ 親しみ、自主的に読書活動に取り組む態度を 養っていく。
具体的な取組	○学校図書室・園内図書の充実 ○学校・園での読み聞かせ活動 ○読書タイムの充実 ○町立図書館との連携(ストーリーテリング等)
事業名	○佐用町教育事業(図書館教育研究)

## ③特別活動の充実

現状の取組	今後の取組
各校において、心身の調和のとれた発達、 集団の一員としての自覚、自主的、実践的な 態度の育成をめざし、学級活動、児童会・生 徒会活動、学校行事等に取り組んでいる。	授業時数確保の観点から行事の精選を図 るとともに、学級会、児童(生徒)集会等にお いて話し合い活動、体験活動、自律的活動を 充実させていく。その上で、自主性・自立性 とリーダーシップ、所属感と連帯感、公共の 精神等を養っていく。特別活動を通して人間 としての生き方についての自覚を深め、自己 を活かす能力を養うよう努める。
具体的な取組	○話し合い活動、体験活動の充実 ○学校行事の工夫改善 ○児童会、生徒会の自律的活動



清掃活動

## ④道徳教育の研究推進

現状の取組	今後の取組
<p>道徳の時間を要として教育活動全体を通じて道徳教育を推進している。兵庫県教育委員会発行の教育資料『ほほえみ』※<sup>1</sup>『きらめき』※<sup>2</sup>や道徳教育副読本の『こころはばたく』※<sup>3</sup>『心かがやく』※<sup>4</sup>等、また文部科学省発行の『私たちの道徳』※<sup>5</sup>等を活用して、ともに考え、悩み、感動を共有することで、「命の大切さ」「自尊感情」「思いやりの心」「困難や逆境に負けない強い心」等の大切さに気付かせ、道徳的実践力を培うよう努めている。</p>	<p>学校全体で心に響く道徳の授業研究をより一層充実させ、教員の道徳の時間の指導力向上を図るとともに、地域・家庭に視野を広げ、ボランティア精神の尊さ、家族の絆、助け合う心の大切さ等災害から学んだ教訓を、家庭や地域において意欲的に実践しようとする態度を育てていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○『ほほえみ』『きらめき』の活用</li> <li>○兵庫版道徳教育副読本『こころはばたく』等の活用</li> <li>○『私たちの道徳』の活用</li> <li>○心に響く道徳の授業研究</li> <li>○地域教材の掘り起こし</li> <li>○授業研究会の実施</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○佐用町教育事業（教科等研究会）</li> </ul>	



道徳の時間

- ※1 **ほほえみ**…兵庫県教育委員会発行の小学校用教育資料
- ※2 **きらめき**…兵庫県教育委員会発行の中学校用教育資料
- ※3 **こころはばたく**…兵庫版道徳教育副読本。「こころはばたく」は小学校1・2年生用。「心きらめく」は小学校3・4年生用。「心ときめく」は小学校5・6年生用
- ※4 **心かがやく**…兵庫版道徳教育副読本。「心かがやく」は中学校用
- ※5 **私たちの道徳**…文部科学省発行の道徳教育用教材。「心のノート」を改定し、平成26年度より全国の小中学校で使用されている

## 重点目標3 豊かな人間性や社会性を育てる

### (1) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実

学校でのいじめを防ぐため、平成25年「いじめ防止対策推進法」<sup>※1</sup>が制定された。

いじめは、すべての児童生徒に関係し、すべての学校で起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを認識し、きめ細かな対応をすることが不可欠である。

中でも、子どもの人格形成を図る上で、学校の教育活動全体で行う生徒指導は、大きな役割を担っている。

指導にあたっては、「児童の権利に関する条約」<sup>※2</sup>の趣旨や内容を踏まえ、人権に配慮し、体罰はもちろんのこと、行き過ぎた指導や画一的な指導にならないよう一人一人の児童生徒を多面的・共感的に理解し、人間的なふれあいを基盤とした生徒指導を推進することが大切である。

そのためには、教職員・保育士と子どもの関係だけでなく、子どもと子どもの関係においても人間的なふれあいを通して、好ましい人間関係を築くことが求められる。また、学校内における生徒指導体制、教育相談体制を確立するとともに、校種間、地域、関係機関が連携し、いじめや不登校等児童生徒の様々な問題に対して、迅速かつ的確な対応に努めることが大切である。

#### ①問題行動等への指導体制の充実

現状の取組	今後の取組
<p>生徒指導方針に基づき、いじめや非行等の問題行動、不適応・不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止に向け、すべての教職員が一体となって、実態把握と問題解決に努めている。担任や養護教諭等が連携して児童生徒の悩みに傾聴したり、心のケアを図ったりしてきた。「佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会」においては、子どもの様子についての情報交換や指導力向上に向けての研修会をしたり、スクールカウンセラーやその他関係機関と連携を密にしたりしている。</p>	<p>子どもの悩みを積極的に受け止める校内の教育相談体制を整備するとともに、佐用町青少年育成センターが、スクールソーシャルワーカー<sup>※3</sup>や学校支援チーム<sup>※4</sup>等関係機関・地域との連携を一層充実させていく。</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>○「学校いじめ防止基本方針」<sup>※5</sup>に基づく迅速かつ的確な対応                      ○問題行動、不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止                      ○佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会での情報交換・研修会                      ○スクールカウンセラー、その他関係機関との連携</p>
<p>事業名</p>	<p>○佐用町教育事業(生徒指導協議会)</p>



スクールカウンセラーによる心の講習会

- 
- ※1 いじめ防止対策推進法… p 5 参照
  - ※2 児童の権利に関する条約…子どもの人権や自由を尊重し、子どもの保護と援助を進めることを目的とした条約で1989年国連総会において採択された
  - ※3 スクールソーシャルワーカー… p 3 5 参照
  - ※4 学校支援チーム…生徒指導上の課題に対する相談や学校緊急会議への参加等により、問題発生への未然防止に努めるとともに、緊急時には学校との緊密な連携のもと、早期対応・早期解決を支援するほか、指導力向上を要すると思われる教員への指導・支援、対象教員の所属する学校の管理職に対する学校運営の相談・支援等にあたるもの (兵庫県教育委員会「指導の重点」より)
  - ※5 学校いじめ防止基本方針… p 5 参照

②不登校児童生徒への対応

現状の取組	今後の取組
<p>不登校傾向の児童生徒については、別室登校、放課後登校、家庭訪問等を活用して学習・生活指導に努めてきた。保護者の希望に応じ、佐用町適応指導教室「ほっとルーム」<sup>※1</sup>に通い、学校とは違った雰囲気の中で心を休めながら様々なことを体験したり学習したりすることで、社会性の育成を図っている。</p>	<p>学校、家庭、佐用町青少年育成センター(青少年相談室、適応指導教室)、さよう子育て支援センター等関係機関の相互の連携を図り、社会性の育成等につながるよう、より効果的な指導に努めていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの実情に合わせたきめ細やかな指導</li> <li>○関係者による適時な家庭訪問の実施</li> <li>○佐用町適応指導教室「ほっとルーム」との連携</li> <li>○佐用町青少年育成センター、さよう子育て支援センター等関係機関との連携</li> </ul>	

③相談機能の充実

現状の取組	今後の取組
<p>就学前の3歳児・5歳児健診等や就学後の学校医による健診、心の健康づくり相談等において、幼児や児童生徒の健康状況の把握や発育状況等についての実態把握に努めてきた。</p> <p>子どもたちの心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育ての支援につながるよう、関係機関との連携と情報共有の場をもち、支援体制の確立を図ってきた。</p>	<p>さよう子育て支援センター等と連携し、子育ての悩みの解決につながる講座の開催と啓発を積極的に行う。</p> <p>また、専門家等関係機関との情報共有とさらなる連携強化を図っていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○さよう子育て支援センター等関係機関の連携(ケース会議の開催)</li> <li>○3歳児・5歳児健診</li> </ul>	
事業名	○心の健康づくり相談事業

※1 **佐用町適応指導教室「ほっとルーム」**…不登校の児童生徒に対して適応指導の場を設け、学校や関係諸機関との連携のもとに、生活の中で豊かな体験活動等を通して自尊心を育て、再登校への援助を図ることを目的とした教室  
(佐用町適応指導教室設置要領より)

## (2) 体験活動の推進

近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化等が進む中で、子どもたちの豊かな成長に欠かすことのできない、多くの人や社会、自然と直接ふれあう様々な体験の機会が乏しくなっている。このため、自然体験や社会体験を充実させ、自尊感情をはぐくみ、個性の伸長を図る中で、命の大切さや思いやりの心、規範意識の涵養等、心の教育を推進することが大切である。特に、子どもたちの社会的自立に向け、様々な体験の中で、の試行錯誤の過程において自己認識や自尊感情、学ぶ意欲を高めるとともに、人間としての在り方生き方を考え、社会の一員としての自覚を深めることが求められている。

また、障がいのある人や高齢者、外国人等すべての人が、社会の大切な存在として尊ばれ、偏見や差別のない人権尊重に根ざす共生と平等、思いやりの心を育てるために、福祉教育の推進も不可欠である。

### ① 自然学校の充実

現状の取組	今後の取組
小学校5年生を対象に、学習の場を教室から豊かな自然の中に移し、火起こし、野外炊飯、竹細工、天体観測、カヌー等、普段教室では味わえない自然とのふれあいや体験活動を行い、自主・自律の精神や豊かな人間性、社会性を育てることに努めている。	自然学校 <sup>※1</sup> と他の教育活動との関連を図り、事前・事後の学習活動を一層充実させていく。自然とのふれあいや地域の人との出会い、友だちとの協力を図れるようプログラムを工夫し個々の自立と他者との連帯の心を育てていく。
具体的な取組	○自然学校プログラムの工夫(火起こし、野外炊飯、竹細工、天体観測、カヌー等) ○自然学校と他の教育活動との関連の充実
事業名	○自然学校推進事業



自然学校 カヤック体験

※1 自然学校… p 5 参照



②「トライやる・ウィーク」の推進

現状の取組	今後の取組
<p>中学校2年生対象の「トライやる・ウィーク」※1、地域の協力を得ながら学校外での体験活動を進め、社会や集団の一員としての望ましい生き方が身に付くよう工夫している。社会人としての行動や振る舞いについて指導するとともに、生徒が仕事の大切さや人としての関わり方等に気付くよう努めてきた。中学生が主体的に地域に貢献する「トライやる」アクション※2を実施している。</p>	<p>学校・家庭・地域の三者の連携のもと生徒と地域とのつながりを深めていく。活動に向けての目的意識をもたせる事前指導や、体験で学んだことをその後の生活に活かす事後指導を充実させていくとともに、事業所との連携を一層密にしていく。さらに、「トライやる」アクションについても充実させていく。</p>
<p>具体的な取組 ○事前・事後指導の充実 ○事業所との連携</p>	
<p>事業名 ○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業</p>	

③環境教育の推進

現状の取組	今後の取組
<p>大豆、そば等を栽培したり、ホテル、オオサンショウウオ等を調査したりする「環境体験事業」※3、総合的な学習の時間を中心とした環境教育※4を一層充実させ、発達段階に応じた体験活動を通して、環境問題に対する興味・関心を高めるよう努めてきた。</p>	<p>地域の人材・施設等の教育資源や、兵庫県教育委員会発行の環境教育副読本『地球はたからもの』を積極的に活用し、体験と学習を一体化させ、日常生活に密着した環境教育を推進していく。</p>
<p>具体的な取組 ○環境体験の実施 (大豆、そば等の栽培、ホテル、オオサンショウウオ等の調査) ○総合的な学習の時間を中心とした環境学習 ○環境教育副読本『地球はたからもの』の活用</p>	
<p>事業名 ○環境体験事業</p>	

※1 「トライやる・ウィーク」… p 5 参照

※2 「トライやる」アクション…中学生が、土・日や長期休業日等を利用して、自分たちのアイデアによって既存の地域行事等を主体的に企画・運営する等地域に貢献する取組を校区推進委員会が中心となって実施するもの (兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

※3 環境体験事業… p 5 参照

※4 環境教育…自然とのふれあいや身近な生活の中での気付きや発見をきっかけとして、環境について幅広く関心を持ち理解を深め、自然に対する感性や命を尊ぶ心をはぐくむ教育 (兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

④福祉教育の推進

現状の取組	今後の取組
<p>各校における福祉教育推進計画に基づき、総合的な学習の時間等において、アイマスク体験や車いす体験、点字・手話学習等の福祉体験活動や福祉施設での交流活動、募金活動等を行い、ともに生きる心や他者を尊重する態度の育成に努めてきた。</p>	<p>「ひょうごユニバーサル社会づくり」※1の理念に基づき、福祉体験活動や福祉施設での交流活動を一層充実させていく。</p>
<p>具体的な取組 ○福祉体験活動(アイマスク体験、点字・手話学習、車いす体験等) ○福祉施設での交流活動 ○高齢者との交流活動</p>	
<p>事業名 ○佐用町教育事業(福祉教育研究会)</p>	



福祉教育（車いす体験）

※1 **ひょうごユニバーサル社会づくり**…年齢、性別、障がい、文化等の違いにかかわらず、すべての人が一人の人間として尊重され、社会的な営みに参加することで生きがいを実感できる社会の実現をめざし、5つの基本目標を定め、そのための取組を行うもの

(「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」より)

### (3) 社会の変化への対応力の育成

社会のグローバル化が一層進展する中で、子どもたちが国際社会の一員として、主体的に生きていくためには、まず日本人としての自覚をもち、我が国の歴史や文化、伝統に対する理解を深め、これらを愛する心をはぐくむことが大切である。その上で、さらに広い視野をもって異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人々とともに生きていくための資質や能力を育成することが重要である。

また、インターネット等の情報通信ネットワークが急速に進展し、誰もがインターネットにより自由に情報の発信・受信ができる環境の中で、子どもたちが様々な情報に惑わされることなく情報を主体的に活用できる能力を身に付けることが求められている。

情報教育の体系的な推進のためには、目標と系統性、情報活用能力を身に付けさせるための学習活動を柱とした取組が必要である。そのためには、教職員のICT活用指導力の向上と学校におけるICT環境整備が求められるとともに、家庭・地域との連携に基づく情報化の影の部分克服する力となる情報モラル教育も必要とされている。

#### ①国際化に対応する教育の推進

現状の取組	今後の取組
各教科、道徳、総合的な学習の時間等に、自国の伝統・文化を理解し、郷土を愛する心を育てるとともに、異なる文化を尊重し、様々な国や地域の人々と共生する心や態度を育てよう努めてきた。	人権尊重を基盤として、相互理解に基づく多文化共生の視点をもって国際理解教育を推進していく。地域に住む外国人の協力を得たりALT*1を活用したりして、外国人とのコミュニケーション能力の向上を図り、自らの考えや意見を伝えようとする態度や能力の育成に努めていく。また、学習指導要領改正を見据えた「外国語活動」への対応を進めていく。
具体的な取組	○各教科、道徳、総合的な学習の時間等における国際理解教育 ○コミュニケーション能力の育成 ○学習指導要領改正に伴う「外国語活動」への対応
事業名	○国際理解教育推進事業(イングリッシュキャンプ) ○佐用町教育事業(外国語活動モデル事業)

※1 ALT…p 6 参照

②情報教育の推進

現状の取組	今後の取組
<p>コンピュータや情報通信ネットワーク等 I C T※<sup>1</sup>を積極的に活用し、児童生徒が情報を主体的に収集・選択・整理・活用・発信できるよう教科の学習と関連付け、発達段階に応じた基本技術の習得と情報モラルについての学習を進めてきた。</p>	<p>学校の教育活動全体を通じて、児童生徒に情報化が社会に及ぼす影響を考えさせ、メディアリテラシー※<sup>2</sup>をはじめ、情報の真偽や有用性についての判断力を養うとともに、人権尊重の視点に立った正しい情報モラルの指導の充実に努めていく。</p> <p>また、情報教育の推進につながる環境整備を適時行っていく。</p>
<p>具体的な取組 ○教科の学習と関連付けた情報活用能力の育成 ○情報モラルの指導</p>	
<p>事業名 ○佐用町教育事業(情報教育研究)</p>	



情報機器を使った数学の学習

※1 ICT…p 6 参照

※2 メディアリテラシー…p 3 3 参照

#### (4)郷土の伝統文化を大切に作る心の育成

豊かな人間性や社会性を育てるにあたって、グローバル社会に生きる子どもたちは、広く世界に目を向けるだけでなく、日本の伝統文化をはじめ、郷土の自然・歴史・文化・伝統について学習したり、伝統的な地域行事に参加したりし、それらを理解することが必要である。その中で、伝統文化の良さに気づきその価値や意義を理解し、ものの見方や考え方、感じ方をより深めるとともに、自分たちの地域の自然や文化のよさを見つめ直し、“ふるさと佐用”への誇りと愛着心をはぐくむことが重要である。

##### ①郷土学習の充実

現状の取組	今後の取組
<p>小学校3、4年生の社会科において、副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』を活用し、佐用町の変容の様子や産業についての学習を進めてきた。他にも、総合的な学習の時間等に、郷土の自然・歴史・文化・伝統への興味・関心を高める学習に取り組んできた。</p>	<p>地域の人材をゲストティーチャーとして招聘したり、実地見学を行ったりして、郷土の自然・歴史・文化・伝統に触れる機会を充実させていく。また、副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』の改訂等を行い、町の変容についての学習も行うとともに、その中で郷土の魅力に気付かせ、ふるさとを愛する態度を養っていく。</p>
<p>具体的な取組 ○副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』改訂とそれを活用した郷土学習 ○総合的な学習の時間等における郷土の自然・歴史・文化・伝統の学習 ○地域の祭等伝統的な行事への参加 ○ゲストティーチャーの招聘、実地見学</p>	

##### ②歴史・文化施設の活用

現状の取組	今後の取組
<p>地域の祭等伝統的な行事に参加することによって、子どもたちのふるさとへの愛着を深め、地域への帰属意識を高めるよう努めている。</p> <p>また、西はりま天文台・ひょうご環境体験館等の文化施設の活用を図っている。</p>	<p>地域に根ざした文化がもつ教育的効果を活かすため、家庭・地域と連携して伝統的な地域行事への参加の機会を増やし、地域社会の一員としての自覚をさらに高めるよう努めていく。</p> <p>佐用に残る数々の文化財を郷土の財産として積極的に活用していく。</p>
<p>具体的な取組 ○上月歴史資料館・平福郷土館・三日月陣屋館・佐用町昆虫館・西はりま天文台・ひょうご環境体験館等の活用</p>	

## 重点目標4 地域に根ざし開かれた学校・園をつくる

### (1) 地域と連携する学校・園づくりの推進

子どもたちへの教育は、学校や家庭での教育だけでなく、社会や世代の様々な組織が、それぞれの特性を活かして教育に関わることで、子どもたちの自立や社会参画、文化の伝承等、多様な姿を子どもたちに示すことが大切である。しかし、核家族化や個人優先の社会風潮、地域における人間関係の希薄化等による地域の教育力の低下が指摘されている。そのような中で学校・園は、今後ますます家庭・地域とのつながりを深め、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えていく環境づくりに努めることが重要になっている。

地域に開かれた信頼される学校・園を実現するため、学校・園が教育活動やその他の学校・園運営の状況に関する情報を積極的に提供する必要がある。

#### ① 地域資源の活用

現状の取組	今後の取組
<p>学校・園行事や授業等に、地域の方をゲストティーチャーとして招き、様々なことを体験したり、その方の想いを聞いたり、技術的な指導を受けたりして、教育的効果の向上を図ってきた。地域の方の支援・援助のもと、ひまわり・茶・大豆等の栽培活動を通して、地域との連携を図ってきた。西はりま天文台等も有効に活用している。</p> <p>また、地域の体育施設等を積極的に活用し、教育活動の運営上の工夫を行ってきた。</p>	<p>学校が家庭・地域と一体となり、異世代との関わりを通して、子どもの自主性や創造性、社会性をはぐくんでいく。同時に、地域の教育力の向上に向けて支援を図っていく。</p> <p>播磨科学公園都市内の大型放射光施設(SPring-8)やひょうご環境体験館(はりまエコハウス)の積極的な活用にも努めていく。</p> <p>引き続き、地域の体育施設等を積極的に活用し、教育活動の運営上の工夫を行い、効率的な活動となるよう努めていく。</p>
<p>具体的な取組 ○ゲストティーチャーの招聘 ○ひまわり・茶・大豆等の栽培活動 ○社会教育・社会体育施設の活用</p>	



三世代交流（児童、保護者、高年クラブの方々と田植え）

②開かれた学校・園づくりの推進

現状の取組	今後の取組
<p>オープンスクール・公開保育等を実施して保護者や地域住民に学校の日常の教育・保育活動を公開し、学校・園を身近に感じてもらうとともに、住民視点での意見や感想を求めてきた。学校・園通信、ホームページ等を通して保護者や地域住民に情報を提供し、意見等を得ながら開かれた学校・園づくりの推進に努めてきた。</p>	<p>オープンスクールの期間のみではなく、教育活動をいつでも公開できる学校づくりに一層努めるとともに、様々な機会を通して家庭・地域が連携した教育・保育活動を創意工夫して行い、地域の特性を活かした特色のある教育・保育活動を展開していく。</p>
<p>具体的な取組 ○オープンスクール・公開保育等の実施 ○学校・園通信、ホームページ等の充実</p>	

③学校評議員会・学校関係者評価の活用

現状の取組	今後の取組
<p>各校で学校評議員会を設置し、評議員から得た意見や感想を、教育活動やその他の学校運営に反映するよう努めている。学校関係者評価<sup>※1</sup>を活用して、次年度の計画を立てる時には、これまでの教育活動の見直しや課題の改善のための工夫した教育活動の改善を行ってきた。</p>	<p>学校評議員会をより活性化して保護者や地域住民の支援を得るとともに、学校関係者評価をより多角的に実施し、改善点を明確にすることで、学校運営や教育活動の充実に活かしていく。</p>
<p>具体的な取組 ○学校評議員会の活性化 ○学校関係者評価の活用</p>	



ひまわり祭りボランティア

※1 学校関係者評価… p 7 参照

## (2)安全・安心な学校・園づくりの推進

近年、通学路における交通事故、犯罪、学校への侵入者、学校内での転落事故等、学校の内外において子どもたちにかかわる事件・事故が各地で多発している。そのため、学校・園を安全で安心できる場とすることはもちろん、地域ぐるみで子どもを見守る体制をさらに整備していく必要がある。

また、教職員の一層の危機管理意識の向上とともに、実践的な安全教育の充実を図っていかねばならない。

### ①安全・安心な施設・設備の充実

現状の取組	今後の取組
子どもたちが安全な学校・園生活を送ることができるように、文部科学省の「改訂学校施設整備指針」※1「学校環境衛生基準」※2等をもとに、校舎・園舎・体育館等の耐震補強が完了した。その後も、施設・設備の安全点検を日常的・定期的に行い、事故の未然防止に努めてきた。施設・設備の一部バリアフリー化、老朽化改修を進めてきた。	文部科学省の「学校施設整備指針」の改訂等をもとに、より安全な学校・園をめざして整備を進めていく。学校が災害時の避難施設となることも踏まえ、関係機関との連絡調整をより密に行い、計画的な環境整備に努めていく。
具体的な取組	○日常・定期的な施設・設備の安全点検 ○体育館の天井板等の耐震化
事業名	○学校施設環境改善交付金事業

※1 **改訂学校施設整備指針**…学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において必要となる留意事項を示したもの。平成22年の改定で、発達障がいを含めた教育上特別の支援を必要とする児童生徒に配慮した施設計画等が加えられた

(文部科学省「改訂学校施設整備指針」より)

※2 **学校環境衛生基準**…学校保健安全法第6条第1項の規定に基づき、学校における環境衛生を適切に維持するための基準を定めたもの

(文部科学省「学校環境衛生基準」より)



②登下校の安全確保

現状の取組	今後の取組
<p>保護者、地域の関係団体、学校安全ボランティア(地域見守り隊)等との連携のもと、防災無線を活用した下校放送や、巡回等の見守り活動を通して、児童生徒の登下校時の安全確保の体制づくりに努めている。また、危険箇所や不審者に関する情報を速やかに伝達する体制づくりに努めるとともに、児童生徒には、「子どもを守る110番の家」等避難場所の周知を図っている。</p>	<p>警察や地域づくり協議会、自治会等との連携を図り、継続的な見守り活動と、通学路の安全点検を定期的に行い、危険箇所等に関する情報を学校・家庭・地域及び関係機関と共有し、改善に努める。</p> <p>また、危険箇所や不審者に関する情報を速やかに伝達し、実効性のある体制づくりに努める。</p> <p>スクールバスの乗車マナーをはじめ、登下校に関わる様々な交通ルールを守る指導を継続して実施する。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者、地域の関係団体、学校安全ボランティア等との連携</li> <li>○防災無線を活用した下校放送</li> <li>○巡回等の見守り活動</li> <li>○「子どもを守る110番の家」等避難場所の周知</li> <li>○情報を速やかに伝達する体制づくり</li> <li>○スクールバス利用に関わる安全指導</li> <li>○各校における登下校路の安全確認</li> </ul>	
<p>事業名</p>	<p>○地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業<sup>※1</sup></p>



佐用警察署の方からの交通指導

※1 **地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業**…学校の安全管理の充実を図るため、保護者や地域住民の協力のもと、実践的な事例に対応できる学校安全ボランティアを活用した効果的な安全体制を整備するもの  
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

## ③安全教育の充実

現状の取組	今後の取組
<p>子どもたち自身が危険から身を守り、安全を確保できるように、佐用警察署と連携し、発達段階に応じた交通安全教室や防犯教室を計画的に実施している。</p> <p>P T Aや地域づくり協議会、佐用消防署と連携して心肺蘇生法講習会、A E D講習会等を実施し、学校や家庭の危機対応能力の向上に努めている。</p>	<p>子どもたち自身が自分の身を守るために危険を予測し、的確な判断のもとに安全に行動できるよう、交通安全教室や防犯教室を充実させる等、安全教育を推進する。</p> <p>また、各種の訓練を通し、教職員・保育士の危険予測能力、危機対応能力の向上に努めていく。</p> <p>子どもたちの日常生活の中で起こりうる熱中症やアレルギー症状等の危険性について、関係者が予防や対応のための知識を高め、万一の事態でも迅速かつ的確に対応できる体制づくりと対応能力の向上に努める。</p>
<p>具体的な取組 ○交通安全教室、防犯教室 ○心肺蘇生法講習会 ○A E D講習会 ○安全対応マニュアルの作成</p>	



交通安全教室

### (3)防災教育の推進

兵庫県においては、平成7年1月の阪神・淡路大震災、佐用町においては、平成21年8月の台風第9号による記録的な集中豪雨によって、想像を絶する大災害に見舞われた。また、平成23年3月の東日本大震災等、全国の災害から、私たちは、命の尊さや助け合いの大切さ、ボランティア活動の重要性等、様々な教訓を学んだ。災害に強い、安全で安心な地域社会の構築のため、学校・家庭・地域の果たす役割を明確にし、学校防災体制を充実させていくとともに、教職員のカウンセリングマインドの向上を図り、PTSDへの理解とケアの実践に努めることが極めて重要である。

#### ①防災教育の充実

現状の取組	今後の取組
<p>各校において、防災教育推進計画に基づき、「1. 17は忘れない」等防災行事を計画・実施している。防災教育副読本『明日に生きる』(改訂版)を活用し、防災教育を進めている。</p>	<p>平成21年8月の台風第9号による水害や平成23年3月の東日本大震災から得た貴重な教訓をもとに、「自分の命は自分で守る」ことをはじめ、命の大切さを実感させる教育やボランティア活動に積極的に取り組む教育を一層充実させていく。</p> <p>また、平成21年台風第9号佐用町災害記録誌『こころの輪』や兵庫県発行の防災副読本等を活用し、防災教育を進めていく。</p>
<p>具体的な取組 ○水害の教訓を活かす防災教育の実施 ○防災教育副読本『明日に生きる』改訂版 H23, 24 の活用</p>	
<p>事業名 ○佐用町教育事業(防災教育)</p>	



地域防災力強化訓練

②防災体制の充実

現状の取組	今後の取組
「防災マニュアル」「防災計画」等を作成し、地震や火災、風水害等を想定した防災(避難)訓練や緊急時の引き渡し訓練を各学校・園のみならず、地域と協力して実施してきた。	地震や火災、風水害等を想定したこれまでの防災(避難)訓練をさらに進め、地域と一体となった防災(避難)訓練となるよう、地域づくり協議会等と連携して計画的に実施していく。 また、これまで行ってきた訓練を検証して関係機関とも連携した防災体制の一層の充実を図っていく。
具体的な取組 ○「防災マニュアル」「防災計画」等の作成 ○防災(避難)訓練の実施(地域づくり協議会等との連携訓練) ○危機管理体制の確立	

③心のケアの充実

現状の取組	今後の取組
スクールカウンセラー <sup>※1</sup> や関係機関等と連携を取りながら、災害をはじめとする様々な被害によって心に傷を受けた子どもたちの心の理解とケアに努めてきた。	学校・園・地域・家庭が、児童生徒の周辺環境等の変化についての情報の共有を図り、子どもたちの小さな変化も見逃さないよう努めていく。それらの情報の共有のもと、関係機関の連携を一層強化するとともに、教職員のカウンセリングマインドの向上を図り、子どもたちの心の理解とケア等に適切に対応する実践力を高めていく。
具体的な取組 ○子どもたちの心の理解 ○スクールカウンセラー等との連携	
事業名	○スクールカウンセラー配置事業



地域防災力強化訓練

※1 スクールカウンセラー… p 17 参照

#### (4) 地域の教育活動との連携

子どもたちは、学校・園、家庭、地域等、様々な場での学びを通して成長していく。それぞれにおける学びが結びついて相乗的な効果をもたらすとともに、地域や家庭とのつながりが深まり、地域の教育力の向上も期待することができる。子どもの教育環境を充実させるためには、「学校・園」・家庭・地域それぞれの教育機能の充実を図るとともに、相互の連携を強化し、三者が一体となって子どもの教育に取り組む環境づくりを進めていく必要がある。

変化の激しい社会においては、学校教育はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要になる。そのような視点から見ても、地域の未来を考え、地域社会づくりに取り組む多様な大人の姿を子どもたちに示しながら、学校と地域が一体となって子どもたちの教育に取り組むことが大切である。

##### ① 青少年の健全育成

現状の取組	今後の取組
学校・園、家庭、地域、関係機関が連携して、環境整備や補導活動、相談・啓発活動を積極的に進め、次代を担う青少年の健全育成に努めてきた。	佐用警察署、佐用町青少年育成センター、子どもに関する各種団体、少年補導員、保護司、民生委員児童委員、PTA等関係機関が連携を一層密にし、青少年の育成環境や対策等についての研修を積み、共通理解を図り、青少年の健全育成に努めていく。
具体的な取組 ○学校・園、家庭、地域、関係機関の連携 ○中学校区ごとの生徒指導部会の充実	

##### ② 地域行事への参加

現状の取組	今後の取組
地域の奉仕作業や子ども会行事等に参加することで、地域の方々とふれあい、地域とのつながりを少しでも感じることができるよう努めてきた。また、「トライやる」アクション <sup>*1</sup> も実施し、中学生が地域の一員としての自覚をもって主体的に地域に貢献する取組も進めている。	教職員・保育士自身が居住地の地域行事に積極的に参加するとともに、可能な範囲で勤務地の地域行事にも参加したり、子どもたちにも地域行事への主体的な参加を呼びかけたりしていく。 また、児童生徒が、各種行事の中で、地域づくりに取り組む多様な大人の姿に接することにより、地域への所属意識や「ふるさと佐用町」を大切にする心情をはぐくむことに努めていく。
具体的な取組 ○奉仕作業や子ども会行事等への参加	

※1 「トライやる」アクション…p 44 参照

## 重点目標5 明るく豊かで活力に満ちた社会をつくる

### (1) 家庭や地域の教育力の向上

少子化、核家族化等、家庭環境の変化が進み、子育てに不安のある保護者が増えている中であって、家庭や地域で子育てをする環境づくり、安心して子育てができる環境づくりが求められている。暮らしやすい地域を創造するためには、地域の主役である住民自らが、主体的かつ積極的に地域づくり協議会等でのコミュニティ活動やまちづくり活動に参加できる仕組みをつくることが重要である。町全体で子どもを見守り、子育てを支えていく環境づくりに努めていく必要があり、関係機関との連携を深めることで、家庭・地域の教育力の向上が図れる。

#### ①家庭の教育力の向上

現状の取組	今後の取組
<p>少子化が進む中で起こりがちな、子育ての情報・体験不足等の課題について事業展開し、ママプラザの活動等において親子が自主的に関わりをもち、親同士、子ども同士の交流がますます盛んになるよう努めてきた。</p> <p>また、参加体験型の学習を多く取り入れたことで、親自らが親として成長するための学びができ、多くの親子がよりよい関係を築けるよう努めてきた。</p>	<p>基本的な生活・学習習慣の確立や家庭教育の大切さ等に関する情報や機会を提供し、家庭での取組の促進を図っていく。</p> <p>また、母親だけではなく、父親や祖父母世代にも参加しやすい講座等の計画や環境づくりを進め、子育てへの参加意識及び教育力の向上を図っていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ママプラザ（セミナー、サークル活動、学校・園との交流）</li> <li>○家庭教育にかかる各種講座等の開催</li> <li>○家庭教育に関する相談・支援体制の充実</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域子ども・子育て支援事業※<sup>1</sup></li> </ul>	

※1 地域子ども・子育て支援事業…佐用町子ども・子育て支援事業計画※<sup>2</sup>に基づく事業。子ども・子育てを地域で支えあう環境づくりをめざしている

※2 佐用町子ども・子育て支援事業計画…少子化や低年齢児保育ニーズの増大等、子育てを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として平成26年度策定された計画

②地域の教育力の向上

現状の取組	今後の取組
<p>地域づくり協議会での諸活動をはじめ、各種講座や行事をとおして、地域の教育力向上を図ってきた。</p> <p>一方、放課後児童クラブ(学童保育)<sup>※1</sup>、放課後子ども教室<sup>※2</sup>等の機会を活用し、子どもたちの成長にかかる教育活動への幅広い地域住民の協力を得てきた。</p>	<p>地域づくり協議会等での地域住民との交流や大人・異年齢との交流、また様々な生活体験、社会体験、自然体験等により子どもたちの豊かな心をはぐくむことに努めるとともに、その指導者等の育成を図り、地域の教育力の向上をめざしていく。</p> <p>また、放課後児童クラブ(学童保育)、放課後子ども教室との一体的なサービス提供または連携を検討し、地域住民の協力を得ながら総合的な放課後対策に取り組んでいく。</p>
<p>具体的な取組 ○放課後児童クラブ(学童保育) ○放課後子ども教室 ○地域の教育活動にかかる各種講座等の開催</p>	
<p>事業名 ○放課後子どもプラン事業<sup>※3</sup></p>	



学童保育

- ※1 **放課後児童クラブ(学童保育)**…放課後子どもプラン事業の中の1つ。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切な遊び及び生活の場を提供する取組
- ※2 **放課後子ども教室**…放課後子どもプラン事業の1つ。子どもたちの安全・安心な活動拠点を設置し、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動等の機会を定期的・継続的に提供する取組
- ※3 **放課後子どもプラン事業**…ひょうご放課後プラン事業とは、子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るために実施する総合的な放課後対策の総称で、具体的な事業として、「子ども教室型」放課後対策と「児童クラブ型」放課後対策を実施するもの(その一体化をめざすとされている)  
(兵庫県教育委員会「指導の重点」より)

## (2) 人権文化の創造

お互いの人権が真に尊重され、誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会をつくるため、人権学習の講座や人権文化映画会等を開催し、人権教育・啓発活動を進めてきた。

社会環境の変化に伴い、規範意識の低下、心のコントロールができていく行動の増加、人間関係づくりの力不足、基本的生活習慣の未確立、社会参加への意識の弱さ等が指摘されている。また、人々のライフスタイルや価値観が多様化し、生命を軽んじる風潮や、インターネット等による人権侵害等、新たな人権課題も生じている。

豊かな人間性や社会性を育てるためには、これらの課題の解消に向けた教育活動全体での道徳教育の充実、男女共同参画の意識の向上、家庭や地域と連携した人権教育の推進が重要である。

### ①人権教育の充実

現状の取組	今後の取組
<p>町民一人一人の人権を尊重し、人権文化を推進するために、地域や各種団体での視聴覚資料等による研修活動や高年大学での講座、人権文化映画会等を開催している。</p> <p>多文化共生社会の実現を図るため、町在住外国人が日常生活に不便のないよう平易な日本語の習得支援のための日本語教室を開催し、外国人の人権尊重等をめざしている。</p>	<p>家庭や地域と連携しながら、差別解消はもとよりインターネットによる人権侵害等人権にかかわる今日的な課題についての認識を深め、計画的に研修を積み、人権感覚の涵養に努めていく。</p> <p>時代のニーズに応じた学習活動を積極的に行い、人権意識の向上、人権文化の創造に向けて努めるとともに、さらに多文化共生社会の実現をめざしていく。</p>
<p>具体的な取組 ○人権啓発活動（ポスター、作文、標語等の募集）の推進 ○視聴覚資料を活用した人権啓発研修、講座、人権文化映画会の開催 ○日本語教室の開催</p>	

### ②人権教育の連携

現状の取組	今後の取組
<p>幼保園、小中高校や地域各種団体等、広く町民への人権ポスター、人権作文、人権標語の募集、人権まちづくりフェスタへの参加の呼びかけ等人権啓発活動を進めてきた。</p> <p>町内団体の代表者による連絡会議「人権文化をすすめる町民運動推進会議」を開催し、人権啓発推進のための意見交換・研修等を行っている。</p>	<p>「人権文化をすすめる町民運動推進会議」の参画団体を中心とした啓発活動の充実を図り、人権意識の浸透に努める。</p> <p>新たな人権課題への理解やさらなる推進を図るため、指導者育成のための研修会・講座等を開催する。</p>
<p>具体的な取組 ○「人権文化をすすめる町民運動推進会議」の開催 ○人権まちづくりフェスタの開催 ○地域リーダー育成研修会の開催</p>	



### (3) 芸術文化の振興

本町の芸術文化の活動は、さよう文化情報センターを拠点として展開されている。

町内では、美術や工芸・文芸をはじめ、多くの文化サークルが活動しており、こうした活動の発表の場である各種行事も毎年開催され、積極的な住民参加のもと、文化的なまちづくりへの取組が定着している。

今後も、こうした取組を継続することで、町の特色ある文化・芸術活動の一層の充実を図る必要がある。

#### ①拠点施設の充実

現状の取組	今後の取組
各地域拠点施設等において、住民ニーズを十分取り入れながら、地域の特徴や施設の特長に応じた文化・芸術活動を支援している。	さよう文化情報センターを拠点施設としてとらえ、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の趣旨を踏まえながら、住民が利用しやすく、他の施設とも連携した施設運営を行っていく。 また、各地域の施設においては住民が主体となった自主的な文化・芸術活動ができるよう支援していく。
具体的な取組 ○さよう文化情報センター（美術展・文化祭・芸術鑑賞・小中音楽会・各種サークル活動等） ○上月文化会館・南光文化センター・三日月文化センター（各種サークル活動拠点）	

#### ②芸術・文化活動の推進

現状の取組	今後の取組
さよう文化祭、美術展等で日頃の学習成果を発表し、参加者相互が交流を図るとともに、おりひめ文化ホールやスピカホール等を活用した各種催し物を開催し、生きがいに努めている。	こころ豊かな人づくりのため、芸術・文化に親しむ機会の創出や指導者の確保等に努めるとともに、サークル活動等町民の主体的な芸術・文化活動に対する支援を行っていく。
具体的な取組 ○文化協会・美術協会・音楽協会等の育成 ○生涯学習活動の展開と支援	
事業名 ○小学校芸術鑑賞会 ○ホール自主事業	

**(4) スポーツ・レクリエーションの振興**

スポーツやレクリエーションは、幼児から高齢者まで多くの町民が親しむことで、心身の健康の維持増進や体力づくりに役立つ。そのためには、だれでも気軽に親しむ環境づくりが必要である。

また、学校との連携や生涯学習プログラムの一つとしてのスポーツの導入等、生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興が求められている。

スポーツ・レクリエーション活動は、活力あふれるまちづくりの重要な要素である。スポーツは世代間交流の有効な手法であり、コミュニティづくりに大きく寄与する。また、心身の健全な発達と健康づくりに大きな効果をもたらしている。町民が生涯を通じ、様々なスポーツや健康づくりを身近に行うため、社会体育施設や学校施設等を活用した幅広い生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進する。

また、競技レベルの向上をめざしジュニア期からのスポーツ活動を積極的に展開するとともに、指導者や活動団体の育成を図り、活発なスポーツ活動を推進する。

**①生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進**

現状の取組	今後の取組
余暇時間の増大や人々の健康への関心の高まりを背景に、スポーツや野外でのレクリエーション活動に参加する人は増え、健康づくりにつながるニュースポーツの普及や初心者向けの教室、各種大会等を開催している。	社会体育施設や学校施設等を活用して、各種スポーツ・レクリエーション、健康教室等を開催するとともに、団体・リーダー等の育成及び各種団体が主体的に取り組める環境の整備を図り、生涯を通じた身近な健康づくりやスポーツ活動の活性化を図っていく。
具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>○さようマラソン&amp;ウォーク</li> <li>○レクリエーションスポーツ大会</li> <li>○佐用郡陸上競技大会</li> <li>○子どもスポーツ大会</li> <li>○各種交流大会</li> <li>○地域づくり協議会とスポーツクラブ21との共催</li> <li>○地域スポーツクラブ事業</li> </ul>	

②競技力の向上及び人材育成

現状の取組	今後の取組
<p>競技力向上をめざしたスポーツ活動として、武道・水泳・球技・陸上競技等多くの団体が活動をしている。</p>	<p>競技力の向上をめざすには、指導者や組織体制の整備が不可欠であり、実践の場として交流大会等の取組を充実させていく。</p> <p>現場指導者の育成・交流を進め、競技力を向上させることで未来に繋がる団体や指導者の育成をめざしていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○種目別協会の支援</li> <li>○中学校体育大会の支援</li> <li>○選手派遣事業（兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会）</li> <li>○温水プールの運営</li> <li>○指導者研修会の開催</li> </ul>	



さようマラソン&ウォーク

### (5) 多様な学習機会の充実

町民一人一人が生涯にわたって主体的に学び続けるという生涯学習社会の形成に向け、あらゆる機会や場において多様な学習ができ、学びの成果を地域の課題解決や学習支援活動等の実践に活かすことができる生涯教育を推進する。まちづくり拠点である町立図書館においては、「暮らしに役立つ図書館」をめざし、町民の皆さんとともに図書館運営を行いながらサービスの輪を広げている。

町民の学習ニーズや社会の要請に対応し、幼児から高齢者にいたる生涯にわたる学習活動を支援するための多様な学習機会を設けるとともに、学習支援の充実等の条件整備に努める。

#### ①図書館活動の推進

現状の取組	今後の取組
<p>ママプラザや保育園、小学校等を訪問しての読み聞かせ活動、町内全小学校への学校支援貸出等児童サービスの拡充や福祉施設への訪問貸出の実施等、利用者の様々なニーズに合わせたサービスの提供に努めている。</p> <p>各図書室については、年次計画により整備を図ってきた。</p>	<p>図書館機能の充実と学校図書室との連携を図っていく。</p> <p>町民が必要とするあらゆる分野の情報の収集を図り、図書館が町民の生涯学習の場としてより一層活用されるよう、さらなるサービスの充実を図っていく。</p> <p>各図書室については、今後の在り方について検討を行っていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○読み聞かせ活動（図書館職員、図書館ボランティア）、ものづくり講座</li> <li>○家庭での読書活動の推進</li> <li>○生涯学習活動との連携</li> <li>○各施設への訪問貸出</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館事業</li> </ul>	



図書館読み聞かせ

②社会教育の充実

現状の取組	今後の取組
合併前から支所・地域単位・グループ単位での学習活動が継続的に行われている。しかし、町全域での取組については、十分に機能していないのが現状である。	町としての一体感を醸成するため、生涯学習推進計画の策定により目標や意識の在り方を明確にし、地域づくり協議会等と連携しながら町全域での学習機会の提供や地域の教育資源を活用した学習活動を展開していく。
具体的な取組	○様々な生涯学習講座(佐用町高年大学、青少年育成フォーラム等)の開催 ○生涯学習推進計画の策定
事業名	○生涯学習事業

③リーダーの育成

現状の取組	今後の取組
各団体やグループで指導者やリーダーの育成に取り組んでいる。	住民の学習活動をより充実させるために、行政、学校、民間や地域団体等が連携・協働で進められるようコーディネーターや指導者の育成に努めていく。
具体的な取組	○指導者養成講座 ○さよう子ども体験くらぶ



徳久トンネルたんけん（さよう子ども体験くらぶ）

## (6) 文化財の保護と地域活動

本町には名所・旧跡や出土品、人々の生業と共にあった宿場町や社寺等の建造物と当時の品々、生活の中から生まれた伝統や行事等、長い年月にはぐくまれた数多くの歴史文化遺産がある。一部地域では保全され、町民の参画による活用等が図られているが、保全や活用が十分ではないものもある。これらは失うと二度と手に入らない地域の財産であり、これからのまちづくりや地域の活性化に欠かせない佐用の歴史を示すものでもあるため、その活用を図りながら保全と後世への継承が重要である。

### ①文化財の保存と活用

現状の取組	今後の取組
<p>本町には、国指定重要文化財である北条時頼坐像をはじめ、県や町の指定を受けた貴重な文化財が数多くあるとともに、古代を物語る埋蔵文化財も多数発掘されている。</p> <p>学校教育においては、それらの資料を歴史学習や地域学習に活用している。また、地域住民には、史跡めぐりやふるさと再発見につながる講座等を地域づくり協議会等関係機関と連携して行っている。</p>	<p>文化財や歴史文化遺産等の資料を安全に保管し、町の歴史を物語る資料等を調査・展示し、町内外へ広く紹介する条件整備を図っていく。</p> <p>また、未指定文化財を含め、各種保護制度に基づきその保全に努め、文化的価値の位置付けと活用により地域の活性化につながる基盤づくりをすることで確実に後世へと継承していく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の調査と資料化（報告書の刊行ほか）</li> <li>○文化財の適正な保管条件の整備</li> <li>○歴史文化遺産の活用</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利神城跡等国指定推進事業</li> </ul>	

### ②伝統文化の保存と継承

現状の取組	今後の取組
<p>地域の祭等伝統的な行事に参加することによって、子どもたちのふるさとへの愛着を深め、地域への帰属意識を高めるよう努めてきた。</p>	<p>伝統芸能・祭・行事等、地域の伝統文化資源・活動等の保存・継承・活用を図るとともに、地域に根ざした文化がもつ教育的効果を活かすため、家庭・地域と連携して伝統的な地域行事への参加の機会を増やし、次代を担う子どもたちに地域社会の一員としての自覚を高めるよう努めていく。</p>
<p>具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の祭等伝統的な行事への参加</li> <li>○伝統行事の記録調査</li> <li>○地域伝統芸能活動の自立支援</li> </ul>	
<p>事業名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○皆田和紙・伝統的工芸品産業振興事業</li> </ul>	

## 重点目標6 社会の変化に対応する学校・園をつくる

### (1) 学校・園規模適正化の推進

全国的な少子高齢化、核家族化の進行、人間関係の希薄化等、様々な変化が急速に進んでいる。このような社会の変化は学校や子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしているが、中でも佐用町においては子どもの極端な減少が課題となっている。少人数化した学級では人間関係が固定化する傾向にあり、子どもの中に序列ができ、これをクラス替えによって是正する機会もない。また、体育・スポーツ活動の団体競技種目や音楽の合奏・合唱活動の展開は困難となる上、学校の活力や、子どもたちの集団としての高まりも得にくい状況であるため、現在、学校・園の規模適正化を進めているところである。今後引き続き、学校・園の適正規模の検討を進めていく必要がある。

現状の取組	今後の取組
<p>小学校においては、平成26年度に佐用小学校と江川小学校、また中安小学校と徳久小学校がそれぞれ統合した。平成27年度には幕山小学校と上月小学校、久崎小学校が統合する。</p> <p>保育園においては、平成26年度に佐用保育園と江川保育園、また長谷保育園と平福保育園、石井保育園がそれぞれ統合した。平成27年度には幕山保育園と上月保育園、久崎保育園が統合する。</p>	<p>小学校においては、佐用町学校規模適正化推進計画に基づき、各懇談会等にて周知を図りつつ、保護者や地域住民の理解と納得を得ながら年次的な推進を図っていく。</p> <p>また、中学校においては、小学校の適正化の状況を鑑みながら、佐用町学校規模適正化推進計画の見直しも視野に入れ、適正化を進めていく。</p> <p>保育園においては、佐用町保育園規模適正化推進計画に基づき推進を図っていく。</p>
<p>具体的な取組 ○学校・園規模適正化推進計画の推進・広報</p>	



南光小学校



佐用小学校

(2) 子ども・子育て支援事業の推進

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、子ども・子育て支援法に基づき、「佐用町子ども・子育て支援事業計画」※1を平成26年度に策定した。この計画は、これまでに推進してきた「佐用町次世代育成支援行動計画」から、福祉・医療・保健・教育等、各行政分野の連携によって、子育てに喜びを感じるような支援策等を継承したものとしており、この計画のもと、教育・保育の質の向上、父親と母親をはじめとする家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携等、まち全体をあげて子育てを支援していく必要がある。

現状の取組	今後の取組
「佐用町次世代育成支援行動計画(後期計画)」(平成22年11月策定)の評価と課題を、児童福祉の関係者、子育て住民の代表者、行政機関等から構成される、佐用町子ども・子育て会議において検討し、子ども・子育て支援事業計画を策定した。	「のびのび佐用 みんなが笑顔で育つまち」を基本理念とし、町が中心となって子育てにかかわる様々な施策を推進していく。教育委員会においても、関係機関との連携をより強化・充実しながら、子どもと家庭を支える取組を進めていく。
具体的な取組 ○子ども・子育て支援事業計画の推進・広報	
事業名	○子育て支援事業(小中学校副教材費相当額助成・第2子以降の保育料無料化) ○小中学校校外学習支援事業(JR姫新線運賃・入館料助成)



ママプラザとの交流

※1 佐用町子ども・子育て支援事業計画…P57参照



## ◇進行管理

平成 19 年 6 月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)」の改正(平成 20 年 4 月 1 日施行)により、教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理執行状況について、自己点検および評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表すること、また、その点検・評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとしてされている。

佐用町教育委員会では、その法の趣旨に則り、『夢ある教育 きらめきプラン』(佐用町教育振興基本計画)を効果的に推進していくため、引き続き、毎年の教育委員会評価において検証していくとともに、各学校・園においても「学校経営概要」※1「年間指導計画」※2「保育課程」に反映させるものとする。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)※3」の施行により設置される「総合教育会議」において、佐用町の「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」が策定される予定であり、その内容とともに本計画について、協議・調整を行っていくこととされている。

なお、各種施策の展開においては、兵庫県教育委員会、その他関係機関とも連携・協力して進めていく。

---

※1 学校経営概要… p 4 参照

※2 年間指導計画… p 19 参照

※3 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」…教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うもの。平成 27 年 4 月 1 日施行予定

## ◇佐用町教育振興基本計画（重点施策・事業内容一覧表）

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
1 未来に向かって「夢」をはぐくむ	(1) 温もりのある教育活動の展開	①子どもの思いの把握	○日記、連絡帳、生活の記録ノート等の活用 ○アンケート調査の実施と分析 ○家庭訪問 ○個別懇談 ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用 ○学校生活支援教員配置事業 ○児童生徒支援教員配置事業 ○スクールアシスタント配置事業
		②学力・体力の実態把握	○町・全国学力学習状況調査とその分析 ○課題解決に向けた指導法の研究とその改善・推進 ○佐用町教育事業(確かな学力きらめきプラン) ○学力学習状況調査 ○体力・運動能力、運動習慣等調査
		③児童生徒の実態に基づいた学校運営	○「学校経営概要」の策定 ○「年間指導計画」の策定 ○「保育課程」の策定
	(2) 特色のある教育活動の展開	①小中学校における教育課程の編成	○学校評議員会の活用 ○学校関係者評価の活用 ○地域の自然や文化等を活かした特色のある教育課程の編成 ○中学校区における小中連携事業
		②保育園における保育・教育課程の編成	○保育・教育課程の編成 ○保護者参画の体制づくり
		③郷土学習と地域資源の活用	○副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』を活用した郷土学習 ○総合的な学習の時間等における郷土の自然・歴史・文化・伝統の学習 ○ゲストティーチャーの招聘、実地見学
		④実効性のある学校評価の推進	○学校だより等による公開 ○学校評価システムの確立
	(3) 保幼小中連携の充実	①保幼小連携の充実	○保幼小連絡会(授業参観、保育参観等) ○保幼小交流会(新入生体験入学、体験活動等) ○保幼小つながりあうカリキュラムの作成
		②就学前教育の充実(町行政との連携)	○保幼小連携推進連絡会 ○保幼小連携実践交流会 ○基本的な生活習慣の確立、自立、集団生活への適応等を図る指導 ○年齢別カリキュラム研修会 ○保育園訪問による情報の共有
		③小中連携等の充実	○小中連絡会(授業参観、情報交換会) ○小中交流会(交流給食、部活動見学、「ミニトライやる」)
			○中高連絡協議会(授業交流、情報交換会) ○佐用町教育事業(小中連携教育研究会)
			○英語指導力向上事業

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
1 未来に向かって「夢」をはぐくむ	(3) 保幼小中連携の充実	④生徒指導体制の充実	○佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会での連絡調整 ○生徒指導研修会 ○中学校区ごとの生徒指導部会(地域別部会・校種別部会) ○佐用町教育事業(生徒指導協議会)
		⑤人権教育の充実	○佐用町人権教育協議会研究大会(講演、分科会) ○佐用町人権教育協議会地区研修会(ブロック研修会) ○佐用町人権教育協議会指定研究の実施 ○人権作文集「人権さよ」の発行 ○実践集「人権・同和学習研究集録」の発行 ○佐用町教育事業(人権教育協議会)
	(4) キャリア教育の推進	①キャリア教育の推進	○総合的な学習の時間におけるキャリア教育 ○「トライやる・ウィーク」での職場体験 ○目的と方向を持った進路決定 ○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業
		②進路指導の充実	○進路先と連携した学校説明会 ○学級活動等における進路指導
	(5) 学校・園と家庭との連携	①保護者との連携	○学校だより、学校ホームページ、学級通信、連絡帳、園だよりの活用 ○参観日 ○オープンスクール ○学級懇談会
		②PTA研修の推進	○各単位PTAにおける研修会 ○佐用郡PTA連合会リーダー研修 ○PTA学習冊子「家族の絆」の内容検討と編集方法の工夫 ○PTCA活動支援事業
		③保育園保護者会研修の推進	○保育園保護者会連絡協議会研修会
2 「生きる力」を培う	(1) 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実	①基礎・基本の確実な習得	○学年・教科別基礎・基本事項系統表の作成 ○学習タイムの設定 ○反復学習の実施 ○言語活動の充実(授業内での「書く」時間の確保、レポートの作成等) ○佐用町教育事業(確かな学力きらめきプラン)
		②主体的に学ぶ態度の育成	○体験的・課題解決的な学習の導入 ○話し合う活動、言語活動の推進 ○総合的な学習における探究的活動の推進 ○進路決定、キャリア教育につながる学習の推進 ○サイエンス・トライやる事業 ○佐用町教育事業(総合的な学習研究)

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
2 「生きる力」を培う	(1) 確かな学力の定着と個に応じた指導の充実	③様々な形態による学習指導の充実	○「新学習システム」の推進 ○個に応じたきめ細やかな指導の推進 ○佐用町教育事業(少人数指導)
		④特別支援教育の充実	○佐用町特別支援連携協議会 ○交流及び共同学習の推進 ○居住地交流会 ○佐用町特別支援学級交流会 ○特別支援教育コーディネーターの活用 ○「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用 ○「サポートファイル」の共有 ○佐用町発達障害児等支援連絡会 ○特別支援教育推進事業 ○心の健康づくり相談事業 ○学校生活支援教員配置事業 ○スクールアシスタント配置事業
	(2) 教職員の資質向上	①豊かな人間性の向上	○地域行事やボランティア活動への参加 ○人権感覚の育成 ○各種講座・研修会への参加
		②指導力の向上	○各校での研究推進 ○授業研究会の実施 ○教育委員会指定研究の実施 ○佐用町教育研究所での研修 ○兵庫県教育研究所での研修 ○教育事務所教科等指導員の活用
		③情報機器(ICT等)の積極的活用	○佐用町教育事業(教職員研修事業) ○佐用町教育事業(教科研究会) ○サイエンス・トライやる事業 ○スーパーティーチャー派遣事業 ○ICTを活用した公開授業、効果的な活用法の研究 ○電子黒板の活用方法の研究
	(3) 健やかな身体の育成	①食育の推進	○各校・園における給食指導 ○佐用町食育推進計画に基づいた食育の推進 ○献立表、給食だより等の活用
		②心身の健康づくり	○佐用町学校給食の地産地消及び質的向上事業 ○各校・園における健康教育 ○薬物の弊害と健康の学習 ○継続した「からだの記録」の活用 ○保健室を中心とした保健指導 ○家庭・専門機関との連携 ○スクールソーシャルワーカーの活用 ○スクールカウンセラーの活用 ○スクールカウンセラー配置事業
		③体力向上への取組	○各校・園での体育・スポーツ活動 ○中学校における部活動 ○各種競技大会への参加促進 ○ニュースポーツ等の普及 ○「運動プログラム」実践推進事業 ○体力アップサポーター派遣事業

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
2 「生きる力」を培う	(4) 豊かな心の育成	①芸術文化活動の推進	○小学校芸術鑑賞会 ○学校・園での文化活動 ○小中席書大会、小中美術展覧会、小学校連合音楽会、中学校音楽交歓会等の充実 ○青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～
		②読書活動の推進	○学校図書室・園内図書の充実 ○学校・園での読み聞かせ活動 ○読書タイムの充実 ○町立図書館との連携(ストーリーテリング等) ○佐用町教育事業(図書館教育研究)
		③特別活動の充実	○話し合い活動、体験活動の充実 ○学校行事の工夫改善 ○児童会、生徒会の自律的活動
		④道徳教育の研究推進	○『ほほえみ』『きらめき』の活用 ○兵庫版道徳教育副読本『ころはばたく』等の活用 ○『私たちの道徳』の活用 ○心に響く道徳の授業研究 ○地域教材の掘り起こし ○授業研究会の実施 ○佐用町教育事業(教科等研究会)
3 豊かな人間性や社会性を育てる	(1) 子どもの内面理解に基づく生徒指導の充実	①問題行動等への指導体制の充実	○「学校いじめ防止基本方針」に基づく迅速かつ的確な対応 ○問題行動、不登校傾向の児童生徒の早期発見・早期指導・未然防止 ○佐用町保幼小中高児童生徒指導連絡協議会での情報交換・研修会 ○スクールカウンセラー、その他関係機関との連携 ○佐用町教育事業(生徒指導協議会)
		②不登校児童生徒への対応	○子どもの実情に合わせたきめ細やかな指導 ○関係者による適時な家庭訪問の実施 ○佐用町適応指導教室「ほっとルーム」との連携 ○佐用町青少年育成センター、さよう子育てセンター等関係機関との連携
		③相談機能の充実	○さよう子育て支援センター等関係機関の連携(ケース会議の開催) ○3歳児・5歳児健診 ○心の健康づくり相談事業
	(2) 体験活動の推進	①自然学校の充実	○自然学校プログラムの工夫(火起こし、野外炊飯、竹細工、天体観測、カヌー等) ○自然学校と他の教育活動との関連の充実 ○自然学校推進事業
		②「トライやる・ウィーク」の推進	○事前・事後指導の充実 ○事業所との連携 ○地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
3 豊かな人間性や社会性を育てる	(2) 体験活動の推進	③環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境体験の実施(大豆、そば等の栽培、ホテル、オオサンショウウオ等の調査)</li> <li>○総合的な学習の時間を中心とした環境学習</li> <li>○環境教育副読本『地球はたからもの』の活用</li> <li>○環境体験事業</li> </ul>
		④福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉体験活動(アイマスク体験、点字・手話学習、車いす体験等)</li> <li>○福祉施設での交流活動</li> <li>○高齢者との交流活動</li> <li>○佐用町教育事業(福祉教育研究会)</li> </ul>
	(3) 社会の変化への対応力の育成	①国際化に対応する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各教科、道徳、総合的な学習の時間等における国際理解教育</li> <li>○コミュニケーション能力の育成</li> <li>○学習指導要領改正に伴う「外国語活動」への対応</li> <li>○国際理解教育推進事業(イングリッシュキャンプ)</li> <li>○佐用町教育事業(外国語活動モデル事業)</li> </ul>
		②情報教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教科の学習と関連付けた情報活用能力の育成</li> <li>○情報モラルの指導 ○佐用町教育事業(情報教育研究)</li> </ul>
(4) 郷土の伝統文化を大切にする心の育成	①郷土学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○副読本『わたしたちのまち郷土佐用町』改訂とそれを活用した郷土学習</li> <li>○総合的な学習の時間等における郷土の自然・歴史・文化・伝統の学習</li> <li>○地域の祭等伝統的な行事への参加</li> <li>○ゲストティーチャーの招聘、実地見学</li> </ul>	
	②歴史・文化施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上月歴史資料館・平福郷土館・三日月陣屋館・佐用町昆虫館・西はりま天文台・ひょうご環境体験館等の活用</li> </ul>	
4 地域に根ざし開かれた学校・園をつくる	(1) 地域と連携する学校・園づくりの推進	①地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ゲストティーチャーの招聘</li> <li>○ひまわり・茶・大豆等の栽培活動</li> <li>○社会教育・社会体育施設の活用</li> </ul>
		②開かれた学校・園づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オープンスクール・公開保育等の実施</li> <li>○学校・園通信、ホームページ等の充実</li> </ul>
		③学校評議員会・学校関係者評価の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校評議員会の活性化 ○学校関係者評価の活用</li> </ul>

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名	
4 地域に根ざし開かれた学校・園をつくる	(2) 安全・安心な学校・園づくりの推進	①安全・安心な施設・設備の充実	○日常・定期的な施設・設備の安全点検 ○体育館の天井板等の耐震化 ○学校施設環境改善交付金事業	
		②登下校の安全確保	○保護者、地域の関係団体、学校安全ボランティア等との連携 ○防災無線を活用した下校放送 ○巡回等の見守り活動 ○「子どもを守る110番の家」等避難場所の周知 ○情報を速やかに伝達する体制づくり ○スクールバス利用に関わる安全指導 ○各校における登下校路の安全確認 ○地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	
		③安全教育の充実	○交通安全教室、防犯教室 ○心肺蘇生法講習会 ○AED講習会 ○安全対応マニュアルの作成	
		(3) 防災教育の推進	①防災教育の充実	○水害の教訓を活かす防災教育の実施 ○防災教育副読本『明日に生きる』改訂版 H23, 24 の活用 ○佐用町教育事業(防災教育)
			②防災体制の充実	○「防災マニュアル」「防災計画」等の作成 ○防災(避難)訓練の実施(地域づくり協議会等との連携訓練) ○危機管理体制の確立
			③心のケアの充実	○子どもたちの心の理解 ○スクールカウンセラー等との連携 ○スクールカウンセラー配置事業
	(4) 地域の教育活動との連携	①青少年の健全育成	○学校・園、家庭、地域、関係機関の連携 ○中学校区ごとの生徒指導部会の充実	
		②地域行事への参加	○奉仕作業や子ども会行事等への参加	
	5 活力を明くる豊かな社会をつくる	(1) 家庭や地域の教育力の向上	①家庭の教育力の向上	○ママプラザ(セミナー、サークル活動、学校・園との交流) ○家庭教育にかかる各種講座等の開催 ○家庭教育に関する相談・支援体制の充実 ○地域子ども・子育て支援事業
			②地域の教育力の向上	○放課後児童クラブ(学童保育) ○放課後子ども教室 ○地域の教育活動にかかる各種講座等の開催 ○放課後子どもプラン事業

重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
5 明るく豊かで活力に満ちた社会をつくる	(2) 人権文化の創造	①人権教育の充実	○人権啓発活動(ポスター、作文、標語等の募集)の推進 ○視聴覚資料を活用した人権啓発研修、講座、人権文化映画会の開催 ○日本語教室の開催
		②人権教育の連携	○「人権文化をすすめる町民運動推進会議」の開催 ○人権まちづくりフェスタの開催 ○地域リーダー育成研修会の開催
	(3) 芸術文化の振興	①拠点施設の充実	○さよう文化情報センター(美術展・文化祭・芸術鑑賞・小中音楽会・各種サークル活動等) ○上月文化会館・南光文化センター・三日月文化センター(各種サークル活動拠点)
		②芸術・文化活動の推進	○文化協会・美術協会・音楽協会等の育成 ○生涯学習活動の展開と支援 ○小学校芸術鑑賞会 ○ホール自主事業
	(4) スポーツ・レクリエーションの振興	①生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進	○さようマラソン&ウォーク ○レクリエーションスポーツ大会 ○佐用郡陸上競技大会 ○子どもスポーツ大会 ○各種交流大会 ○地域づくり協議会とスポーツクラブ21との共催 ○地域スポーツクラブ事業
		②競技力の向上及び人材育成	○種目別協会の支援 ○中学校体育大会の支援 ○選手派遣事業(兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会) ○温水プールの運営 ○指導者研修会の開催
	(5) 多様な学習機会の充実	①図書館活動の推進	○読み聞かせ活動(図書館職員、図書館ボランティア)、ものづくり講座 ○家庭での読書活動の推進 ○生涯学習活動との連携
		②社会教育の充実	○各施設への訪問貸出 ○図書館事業
		③リーダーの育成	○様々な生涯学習講座(佐用町高年大学、青少年育成フォーラム等)の開催 ○生涯学習推進計画の策定 ○生涯学習事業
	(6) 文化財の保護と地域活動	①文化財の保存と活用	○指導者養成講座 ○さよう子ども体験くらぶ ○文化財の調査と資料化(報告書の刊行ほか) ○文化財の適正な保管条件の整備 ○歴史文化遺産の活用
		②伝統文化の保存と継承	○利神城跡等国指定推進事業 ○地域の祭等伝統的な行事への参加 ○伝統行事の記録調査 ○地域伝統芸能活動の自立支援 ○皆田和紙・伝統的工芸品産業振興事業



重点目標	重点施策	事業内容	具体的な取組・事業名
6 社会の変化に対応する学 校・園をつくる	(1) 学校・園規模適正化の推進	○学校・園規模適正化の推進	○学校・園規模適正化推進計画の推進・広報
	(2) 子ども・子育て支援事業の推進	○子ども・子育て支援事業の推進	○子ども・子育て支援事業計画の推進・広報 ○子育て支援事業(小中学校副教材費相当額助成・第2子以降の保育料無料化) ○小中学校校外学習支援事業(JR姫新線運賃・入館料助成)

## ◇佐用町幼児・児童・生徒数の推移

### ●児童・生徒数の推移

	5年度	10年度	15年度	20年度	25年度	26年度	30年度	33年度
小学校	1,748	1,494	1,253	1,017	819	788	694	578
中学校	969	827	677	574	457	429	401	383
合計	2,717	2,321	1,930	1,591	1,276	1,217	1,095	961

〈学校別〉

佐用小	378	304	243	262	222	-	-	-
(新)佐用小	-	-	-	-	-	248	230	209
利神小	230	191	135	97	91	86	69	48
江川小	90	68	68	52	38	-	-	-
幕山小	72	70	55	33	37	37	-	-
上月小	186	170	154	108	89	89	-	-
(新)上月小	-	-	-	-	-	-	164	137
久崎小	164	183	170	100	59	55	-	-
中安小	104	76	73	67	51	-	-	-
徳久小	159	123	100	71	57	-	-	-
南光小	-	-	-	-	-	104	92	64
三河小	117	85	78	68	53	49	44	38
三日月小	248	224	177	159	122	120	95	82
佐用中	421	349	279	209	202	193	165	170
上月中	243	210	208	186	111	97	90	88
上津中	161	143	77	92	67	55	76	76
三日月中	144	125	113	87	77	84	70	49

※ 平成30・33年度については、見込み数(平成27年2月25日現在)

(「佐用町住民基本台帳」より)

### ●幼児(保育園児)の推移

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
佐用保	96	90	101	102	113	113	104	115
長谷保	10	10	10	10	9	10	8	-
平福保	44	43	33	33	34	38	41	-
石井保	11	11	11	8	7	5	3	-
江川保	13	18	22	25	19	16	17	-
利神保	-	-	-	-	-	-	-	50
幕山保	20	22	20	13	14	15	12	7
上月保	46	52	58	52	61	47	41	46
久崎保	38	32	29	29	32	31	38	36
中安保	32	26	27	34	27	33	25	21
徳久保	35	33	38	41	35	32	24	15
三河保	33	25	24	22	20	15	22	21
三日月保	77	63	59	49	53	47	61	52
計	455	425	432	418	424	402	396	363

## ◇策定委員会委員名簿

### ●策定委員

No.	選出区分(役職)名	氏名	役職
1	教職大学院元教授	廣岡 徹	委員長
2	小学校代表校長	岡本 正	
3	中学校代表校長	芳原 清和	
4	小学校代表教諭	尾崎 貴之	
5	中学校代表教諭	高見 英治	
6	保育園代表園長	吉永 美里	
7	佐用高等学校長	奥平 賢一朗	
8	元学校長	岡野 俊昭	副委員長
9	佐用郡PTA連合会々長	尾上 秀雄	
10	佐用郡PTA連合会副会長	椿 誠	
11	保育園保護者会代表	衣笠 浩	
12	佐用町商工会青年部長	長谷川 雅昭	
13	佐用町自治会連合会々長	坂口 榮	
14	地域づくり協議会地域づくりセンター長代表	山下 祐一	
15	佐用町民生委員会々長	大江 秀謙	
16	教育長推薦(佐用保護区保護司)	国広 美子	
17	教育長推薦(元佐用町立図書館協議会委員)	岡田 真希子	
18	公募	山川 隆	
19	公募	湯淺 康晴	

(敬称略)

### ●事務局

No.	課(室)名	氏名	役職
1	教育委員会	勝山 剛	教育長
2	教育委員会教育課	坂本 博美	課長
3	〃 (企画総務室)	尾崎 文昭	室長
4	〃	衣笠 修	副室長
5	〃 (教育推進室)	谷口 孝則	室長
6	〃	大下 順世	室長補佐
7	〃	岸井 大乘	派遣社会教育主事
8	〃	松井 讓二	指導主事
9	〃	長谷川 公信	指導主事
10	生涯学習課	平井 隆樹	課長
11	〃	戸屋 雅裕	副課長
12	健康福祉課	森下 守	課長
13	〃 (社会福祉推進室)	敏蔭 高弘	室長
14	〃 (子育て支援室)	阿山 安秀	副室長

夢ある教育 きらめきプラン

第2期佐用町教育振興基本計画

発行日 平成27年3月

発行者 佐用町教育委員会

〒679-5380 兵庫県佐用町佐用2611番地1

TEL 0790-82-2424

FAX 0790-82-0120

発行部数 500部